

令和6年度

工芸産業振興施策の概要

沖縄県商工労働部
ものづくり振興課

令和6年度工芸産業振興施策の概要

目 次

I 組織及び所掌事務・予算概要

1 組織図及び工芸関係所掌事務	1
2 工芸関係行政組織の沿革	2
3 令和6年度工芸・ファッション産業振興予算の概要	
(1) 重点施策体系	3
(2) 令和6年度工芸産業班業務概要	4
4 第9次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業	6

II 主要施策

1 後継者育成事業	9
○ 後継者育成事業実績	10
2 沖縄県工芸士認定事業	11
3 沖縄工芸ふれあい広場	12
4 織物及び紅型検査事業	13
(1) 検査対象伝統工芸製品	
(2) 検査手数料	
(3) 表示	
(4) 令和6年度沖縄県伝統工芸製品検査所及び検査員一覧	
(5) 染織物検査事業実績	
5 ちょう付事業	14
6 工芸品宣伝普及事業	15
(1) 令和6年度第46回沖縄県工芸公募展	
(2) 工芸工房運営改善支援事業	
7 島工藝おきなわ販路拡大推進事業	15
8 おきなわ工芸の杜	16

III 工芸振興センター事業概要

1 令和6年度 事業体系	17
2 令和6年度工芸振興センター主要事業	18
3 組織・予算	24

IV 伝産法に基づく指定・振興計画策定指導

- 1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)について..... 25
 - 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定・振興計画 27
 - 伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費 28
 - 伝統的工芸品指定品目一覧(都道府県別) 30
- 2 沖縄県内における「伝統的工芸品」の指定告示内容 31

V 工芸品産地概況

- 1 沖縄県の伝統工芸品
 - 沖縄の伝統工芸品分布地図(主な産地) 39
 - 国指定「伝統的工芸品」・県指定「伝統工芸製品」一覧 40
- 2 国指定(選定)文化財 41
- 3 県指定文化財 42
- 4 工芸産業の事業所数・従事者数・生産額等
 - (1) 工芸産業 業種別・年度別生産額及び1人あたりの生産額..... 43
 - (2) 工芸産業 業種別・年度別従事者数及び事業所数 44
 - 沖縄県内工芸品生産額割合、従事者数・事業所数・生産額推移グラフ..... 45
- 5 工芸品の沿革・製品特性・現状・課題と対策
 - (1) 伝統工芸品 46
 - (2) その他の工芸品 66

VI 沖縄県工芸産業振興審議会

- 沖縄県工芸産業振興審議会..... 67

VII その他参考資料

- 1 沖縄県工芸士名簿..... 68
- 2 伝統工芸士名簿..... 73
- 3 沖縄県功労者表彰(伝統工芸関係) 76
- 4 優秀技能者表彰
 - (1) 沖縄県優秀技能者表彰 77
 - (2) 卓越した技能者「現代の名工」厚生労働大臣表彰 79
- 5 伝統的工芸品産業功労者等表彰
 - (1) 経済産業大臣表彰..... 80
 - (2) 沖縄総合事務局長表彰 81

6 県主催展示会事業等受賞者	
(1) 沖縄県工芸公募展入賞者.....	84
(2) 沖縄工芸デザインコンペ受賞者.....	92
(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者.....	94
7 展示会等への後援.....	100
8 伝統的工芸品月間事業.....	101
9 過去の主要施策	
(1) 産地基盤整備事業.....	102
① 伝統工芸会館等(共同利用施設)建設事業	
② 共同作業場等建設費補助事業	
(2) 後継者育成資金貸与事業.....	104
(3) 技術・技法の記録収集・保存事業.....	104
(4) 経営の近代化.....	105
(5) 原材料の確保及び研究.....	105
① 琉球藍葉生産事業	
② 苧麻手紡糸生産奨励事業	
(6) 産地活性化・産地プロデューサー事業.....	106
(7) 需要開拓等事業.....	107
(8) 需要開拓等共同展開事業.....	108
(9) おきなわ工芸の杜整備事業.....	109
(10) 工芸製品新ニーズモデル創出事業.....	110
(11) 財団法人沖縄県工芸振興センター.....	111
10 工芸関係機関一覧	
(1) 産地事業協同組合一覧表.....	112
(2) 国.....	113
(3) 沖縄県.....	113
(4) 市町村担当課一覧.....	114
(5) その他関係団体.....	115

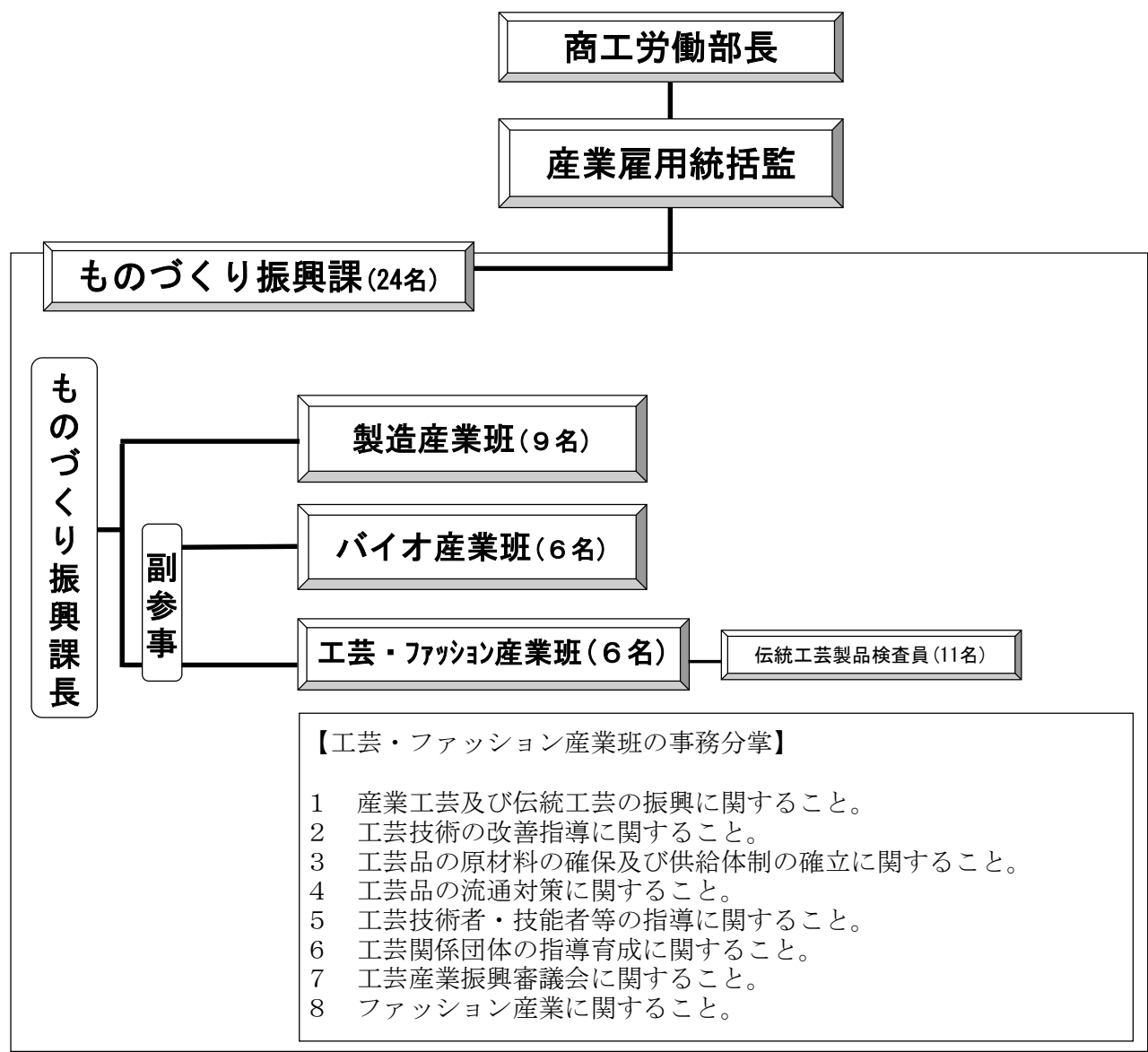
VIII 関連法規等

1 沖縄県伝統工芸産業振興条例.....	116
2 沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則.....	118
3 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例.....	122
4 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則.....	127
5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律.....	132

I 組織及び所掌事務・予算概要

1 組織図及び工芸関係所掌事務

令和6年4月1日現在



工芸振興センター(9名)

- 【工芸振興センターの事務分掌】**
- 工芸に関する技術者の育成に関すること
 - 工芸に関する技術支援に関すること
 - 工芸に関する製品開発の支援及び原材料等の調査分析に関すること
 - その他工芸の振興に関すること
 - 庶務に関すること

2 工芸関係行政組織の沿革

施行年月日	改正事項
昭和47年12月1日	沖縄県工芸産業振興審議会を新設(事務局:商工課)
昭和49年4月1日	商工労働部に伝統工芸課を新設し、伝統工芸企画係及び伝統工芸振興係を設置 商工労働部に伝統工芸指導所を設置し、工業試験場染織課及び木工試験課を伝統工芸指導所染織課及び木工試験課に移設
昭和50年8月1日	伝統工芸指導所に庶務課を新設
昭和51年4月1日	財団法人沖縄県工芸振興センターを設立
昭和53年4月1日	伝統工芸指導所の木工試験課を木漆工課に改称
昭和58年4月1日	商工労働部に観光文化局(観光開発課、観光指導課、文化振興課及び工芸産業課を統括)を新設 伝統工芸課を工芸産業課に、伝統工芸企画係を工芸企画係に、伝統工芸振興係を工芸振興係に名称変更 伝統工芸指導所を工芸指導所に名称変更
平成8年4月1日	工芸産業課の工芸企画係及び工芸振興係を廃止
平成11年4月1日	工業振興課と工芸産業課を統合し、工業・工芸振興課へと名称変更
平成17年4月1日	工業・工芸振興課と商業貿易課を統合し、商工振興課へと名称変更 工芸指導所を企画部に移管
平成18年4月28日	財団法人沖縄県工芸振興センターを解散
平成18年4月1日	工芸指導所の庶務課、染織課、木漆工課を廃止し、工芸支援班及び工芸研究班を新設
平成19年4月1日	工芸指導所を廃止し、商工振興課内に工芸技術支援センターを新設
平成24年4月1日	商工振興課をものづくり振興課に名称変更、工芸産業班を工芸・ファッション産業班に名称変更 商工振興課から工芸技術支援センターを分離し、工芸振興センターとして出先機関に位置付ける
令和4年1月2日	工芸産業振興拠点施設として「おきなわ工芸の杜」が完成
令和4年3月1日	工芸振興センターがおきなわ工芸の杜施設内に移転
令和4年4月1日	おきなわ工芸の杜供用開始

3 令和6年度工芸産業振興予算の概要

(1) 重点施策体系

※ () はR5予算額

部門別施策	施策項目	事項名	事業名	R6予算	R5予算
「経済分野」－新時代沖縄の到来－	企業の「稼ぐ力」の強化と産業の振興	工芸産業育成対策費 14,950千円 (14,737千円)	工芸人材育成事業	5,418千円	(6,152千円)
			工芸原材料供給強化・支援事業	9,532千円	(8,585千円)
		工芸産業流通対策費 163,197千円 (169,236千円)	沖縄県工芸産業振興審議会費	337千円	(337千円)
			工芸品宣伝普及事業費	19,971千円	(26,977千円)
			沖縄工芸フェア広場事業	3,000千円	(3,000千円)
			おきなわ工芸の杜事業	1,437千円	(141千円)
			おきなわ工芸の杜指定管理費	69,257千円	(74,873千円)
			島工芸おきなわ販路拡大推進事業	31,333千円	(29,423千円)
			沖縄工芸モノ・コト開発経営改善支援事業	13,344千円	(12,860千円)
			織物検査事業費（事務費）	2,947千円	(2,947千円)
			織物検査事業費（人件費）	21,571千円	(18,678千円)
	工芸振興センター 64,449千円 (65,016千円)	工芸研究費 1,090千円 (1,090千円)	工芸研究費（単独）	1,090千円	(1,090千円)
		工芸技術支援費 54,217千円 (52,377千円)	工芸技術指導費	1,921千円	(1,982千円)
			高度工芸技術者養成事業費	30,567千円	(26,681千円)
			セルプロデューズ力強化工芸研修事業	14,132千円	(15,069千円)
			金細工工芸縫製研修事業	7,597千円	(8,645千円)
		工芸振興センター運営費 9,142千円 (11,549千円)	運営費	9,142千円	(11,549千円)

(2) 令和5年度工芸・ファッション産業班業務概要 ①

(単位：千円)

施策事項名	主要事業		事業の内容
	事業名	予算額	
工芸産業育成対策費 14,950	1 工芸人材育成事業 (後継者育成事業)	4,813	後継者の確保育成のために事業協同組合が行う研修事業に対し補助する。国の補助金 が直接補助に変わったために、従来の県負担分を補助事業として助成する。 国の補助金 令和6年度は、宮古上布、八重山ミンサー、首里織、琉球絣、琉球びんがた、の5品 目を助成した。
	2 工芸人材育成事業 (県工芸士認定事業)	605	県内で工芸品を製造し、高度な技術・技法を保持する者を「沖縄県工芸士」として認 定し、工芸品製造者の意欲の高揚を図るとともに、社会的評価を高め、その地位向上と 後継者の育成確保に資する。 令和6年度は7名の沖縄県工芸士を認定した。
	3 工芸原材料供給強化・ 支援事業	9,532	伝統工芸品に使用される原材料の持続的供給を可能とするため枯渇状況に合わせた施策を実施 する必要があることから、ハンズオン支援等により、各産地組合の原材料確保計画策定に向け た支援を行うとともに、計画実施を行う組合については、助言指導を実施する。
	4 沖縄県工芸産業振興審 議会費	337	工芸産業振興開発に関する重要事項を調査審議し、知事に対して意見を答申し、又は必要に 応じて意見を具申する。
	5 沖縄工芸フェア広場事 業	3,000	本県における経済産業大臣指定の伝統的工芸品やその他の工芸品を展示紹介するほ か、即売や実演・制作体験を行うなどの総合的な催事を実施する。 ○第31回沖縄工芸ふれあい広場 会期：R6.9.21(土)～9.23(月・祝) 3日間 会場：時事通信ホール(東京都銀座)
工芸産業流通対策費 169,236 (3,337)			

(2) 令和5年度工芸・ファッション産業班業務概要 ②

(単位：千円)

施策事項名	主要事業		事業の内容
	事業名	予算額	
工芸産業流通対策費 169,236 (165,899)	6 工芸品宣伝普及事業費	19,971	県内外における市場の開拓及び需要の拡大を図るため、展示会の開催及び他団体主催の展示会への参加、かりゆしウェアパブリシティ事業を行う。 ①第46回沖縄県工芸公募展 沖縄の優れた工芸品を公募し、コンクールを実施することにより工芸従事者の意欲向上や県内工芸品の宣伝普及を図る。 ②かりゆしウェアパブリシティ事業 かりゆしウェアを県内外へ広く普及させるため、沖縄県知事から政府要人に対し、かりゆしウェアの贈呈を行い、メディア等によって報道されることによりかりゆしウェアの普及促進を図る。
	7 おきなわ工芸の杜事業	1,437	「おきなわ工芸の杜」に関する経費（指定管理料を除く）。
	8 おきなわ工芸の杜指定管理費	69,257	「おきなわ工芸の杜」の指定管理料
	9 島工芸おきなわ販路拡大推進事業	31,333	工芸産業の活性化を図るため、沖縄独自の魅力を活かした工芸品等の認知度向上及び販売強化を促進する。
	10 沖縄工芸モノ・コト開発経営改善支援事業	13,344	沖縄の工芸産業の活性化のため、工芸事業者における商品や体験メニュー等のサービスの開発支援を行う。また、経営も含めて長期的に持続し活躍できる強い工芸事業者を育てるため、あわせてブランディング、マーケティングや工房経営など工房運営の課題解決のコンサルティングを行う。
	11 織物検査事業費（事務費）	2,975	織物及び紅型の品質の維持・向上及びブランド化を図ることを目的とした県営検査の実施。
	12 織物検査事業費（人件費）	21,571	織物及び紅型の品質の維持・向上及びブランド化を図ることを目的とした県営検査の実施。
	合 計	178,175	

4 第9次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

(令和4年度から令和8年度まで)

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体
施策1 1. 人材の確保・育成	(1) 工芸従事者の確保と育成	事業修了後の定着率の向上	国、県、市町村、組合等
		後継者（作り手、原材料製造）育成事業の実施	国、県、市町村、組合等
		高度人材育成事業の充実化	県
		工芸従事者の就労環境の向上	組合、工芸事業者
	(2) 工芸従事者の技術向上	工芸振興センターにおける技術指導の拡充	県
		技術指導や講習会等における外部専門家等の活用	県、組合等
		工芸士認定制度	県
		先進技術の情報収集及び導入促進	県、工芸事業者
	(3) 教育機関等と工芸事業者の連携強化	教育機関等と工芸事業者、関係機関等との連携体制の構築	関係機関、工芸議場者
		教育機関等と工芸事業者との共同制作等の促進	関係機関、工芸議場者
		体験学習の受入拡充促進	工芸事業者
		学生や工芸従事希望者に対するセミナー・情報発信等	県、関係機関等
	(4) 工房経営等に関する知識習得	工房経営等に関する研修内容の充実化	県
		産業支援機関によるセミナー等の活用	工芸事業者
施策1 2. 原材料の安定確保	(1) 原材料製造事業者の確保・育成	原材料生産における後継者育成・確保の促進	県、原材料製造事業者
		原材料生産技術の改善による品質の向上	原材料製造事業者
		原材料供給における分業化、外注の導入促進	原材料製造事業者
	(2) 安定確保に向けた取組	原材料の必要量、賦存状況の把握	原材料製造事業者、工芸事業者
		原材料の栽培、植林等の促進	原材料製造事業者、工芸事業者
		伝統工芸従事者と関係機関とのネットワーク構築	県、関係機関、工芸事業者
	(3) 代替原材料の開発と利用の促進	代替原材料に関する試験研究・製品開発の実施	県、関係機関等
		代替原材料の情報提供及び利用促進	県、関係機関、工芸事業者
施策1 3. 工芸的価値の強化	(1) 品質の維持・向上	安全な製品を提供できる体制の構築	県、工芸事業者
		県営検査制度の徹底と拡充	県、組合等
		各産地組合における検査制度確立への支援	県、組合等
		検査制度に関する情報発信の強化	県、組合等
	(2) 知的財産制度の活用促進	模倣品の流入実態の把握	県、組合等
		知的産業財産制度の普及・啓発と活用促進	国、県、工芸事業者
		県検査制度の徹底と拡充及び県証紙に関する情報発信の促進	県、組合等
施策2 1. 「稼ぐ力」の強化	(1) 市場ニーズに対応した商品開発・新分野展開	市場情報に関する情報発信、セミナー・研修	県、関係機関等
		商品開発補助金	県、関係機関等
		新たな製品開発を支える技術・技法の開発	県
		商品開発・デザイン・ICT・営業・金融・販売等の人材とのネットワーク構築	県、関係機関、工芸事業者
	(2) ブランド力の向上と情報発信の強化	歴史や特性、原材料、技法などストーリー性のある魅力の表現	工芸事業者
		情報発信の強化と認知度向上	県、市町村、工芸事業者
		ICT活用などによる県内外への情報発信の強化	県、工芸事業者
		条例や伝産法に基づく伝統工芸品の指定促進	県

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体
施策2 1. 「稼ぐ力」の強化	(2) ブランド力の向上と情報発信の強化	検査制度の充実など品質の維持・向上に向けた取り組みへの支援	県、組合等
	(3) ICT活用	ICT活用に関する情報発信、セミナー・研修	県、関係機関等
		おきなわ工芸の杜ホームページにおける工芸関連情報のプラットフォーム	県
	(4) 販売力の強化と販路開拓	市場ニーズに応じた商品開発・販路開拓や工房経営等に関する研修内容の充実化	県、関係機関等
		インターネット等を活用した販売システムの構築促進	県、関係機関、工芸事業者
		流通事業者と連携した販路拡大・販売促進の促進	県、工芸事業者
		販売促進支援補助金（仮）	県
施策2 2. 経営力の強化	(1) 経営感覚に基づいた事業運営・工房経営	工房経営等に関する研修内容の充実化	県、関係機関等
		産業支援機関によるセミナー等の活用	工芸事業者
		中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進	工芸事業者
		おきなわ工芸の杜ホームページにおける工芸関連情報のプラットフォーム	県
	(2) 各分野の人材との協働体制	流通事業者と連携した商品開発・販路開拓体制	県、関係機関、工芸事業者
		工芸振興センター及びおきなわ工芸の杜を活用したネットワーク構築	県、関係機関、工芸事業者
		異分野・異業種とのマッチング	県、関係機関、工芸事業者
		外部資金獲得、活用に向けたノウハウの蓄積	県、関係機関、工芸事業者
	(3) 収益力の向上と経営基盤の強化	中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進	工芸事業者
		中小企業施策の利活用促進	工芸事業者
		事業体制のICT化の促進	県、工芸事業者
	(4) 組合機能の充実	組合運営機能の強化	県、市町村、組合等
		中小企業団体中央会による組合向けセミナー、各種補助金等の活用	組合等
		共同事業及び講習会等の拡充	組合等
		組合員の福利厚生改善	組合等
		産地組合における社会保険制度導入の促進	組合等
施策2 3. 沖縄工芸の面としての展開	(1) 観光産業との連携、観光需要の取り込み	観光市場向けの様々な新商品・サービス開発	工芸事業者
		観光プロモーションにおける伝統工芸品活用	県、関係機関等
		ターゲット客層毎に対応するPR素材等の整備	県、関係機関等
		観光関連事業者との連携体制構築	県、関係機関、工芸事業者
		消費客向け（製作体験、観光土産品、贈答用商品など）のプロモーション強化への支援	県、工芸事業者
	(2) 文化芸能等他分野との連携	歴史・文化施設等との相互連携	県、関係機関
		相互の客層・愛好家向けに、魅力の情報発信	県、関係機関
		若手同士の異分野・異業種交流による次世代育成	県、関係機関、工芸事業者
		未利用資源を活用した新たなビジネスモデルの創出	県、関係機関、工芸事業者
	(3) 沖縄のソフトパワーを生かした工芸産業の活性化	他分野と連携した様々な新商品・サービス開発	県、関係機関、工芸事業者
		異業種間ネットワークによる新商品開発・新分野展開の促進	県、関係機関、工芸事業者
施策3 1. 商品開発、人材育成、起業促進の拠点づくり		工芸振興センターによる研修事業、技術支援、試験研究等	県
		工芸従事者等の集積	県

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体
施策3 1. 商品開発、人材育成、起業促進の拠点づくり		貸し工房等による起業支援	県
		共同工房等による商品開発促進	県
		情報の集約と発信機能の充実	県
施策3 2. 技術指導体制の強化及び共同研究等による課題解決、商品開発等		試験研究・商品開発、技術支援体制の強化	県
		専門技術員の支援ノウハウ力等の向上	県
		他の公設試験研究機関との連携強化	県、関係機関
		工芸振興センター等によるコーディネート機能	県
		伝統工芸事業者等による共同研究の促進	県、工芸事業者
施策3 3. 工芸関連情報の集約・発信		おきなわ工芸の杜ホームページの充実化	県
		消費者・観光客向け工芸イベント等情報発信の拡大	県
		工芸従事者向け支援情報の一元化	県
施策3 4. 工芸従事者及び異業種等とのネットワーク構築		工芸振興センターによるコーディネート機能	県
		伝統工芸事業者、研究機関等との共同研究の促進	県、関係機関、工芸事業者
		新たな支援体制の構築	県、関係機関
		新ビジネスや新商品のシーズの事業化	県、関係機関、工芸事業者
		異分野・異業種とのマッチング	県、関係機関、工芸事業者
		外部資金獲得、活用に向けたノウハウの蓄積	県、関係機関、工芸事業者
施策4 1. 多様性・独自性をもつ琉球文化の再認識		おきなわ工芸の杜における、展示、情報発信、工芸体験	県
		本県工芸に関する情報発信の強化	県
		工芸フェア出展等、工芸に触れる機会の創出	県
施策4 2. 琉球文化を活用した産業振興		他分野と連携した様々な新商品・サービス開発	県、関係機関、工芸事業者
		異業種間ネットワークによる新商品開発の促進	県、関係機関、工芸事業者

II 主要施策

1 後継者育成事業

本県の伝統工芸産業は、手作業を中心とした伝統的な技術・技法によって生産されているため、優秀な技術を保持する従事者の確保が必要不可欠である。しかし、伝統工芸の技術・技法の習得には長い期間を要することから、継続的に従事する人材の確保が困難な状況である。

そのため、従事者の確保及び育成を図ることを目的に、各産地で実施している後継者育成事業に対し補助する。

後継者育成事業は、振興計画に基づく事業の一つである。

令和6年度は、5事業協同組合5品目に対し助成を行った。助成の対象は研修講師謝金、研修教材等諸費となっている。

○令和5年度実績及び令和6年度実績

(単位:人)

実施組合名	令和5年度 事業実績	令和6年度 事業実績
	研修人数	研修人数
琉球絣事業協同組合	4	4
琉球びんがた事業協同組合	—	3
那覇伝統織物事業協同組合	6	3
宮古織物事業協同組合	1	1
石垣市織物事業協同組合	3	3
壺屋陶器事業協同組合	—	—
合 計	14	14

○後継者育成事業実績

(単位:人、千円)

産地名	年度 計画年次	昭和47年度	昭和54年度	昭和62年度	平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計 (うち産地技術 振興事業)
		昭和53年度	昭和61年度	平成3年度	平成8年度	平成13年度	平成18年度	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
久 米 島 紬	75	85	85	35	25	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250 (0)
宮 古 上 布	114	120	120	45	25	24	25	22	10	3	3	3	2	1	3	1	1	402 (0)
誂 谷 山 花 織	91 (28)	145 (25)	50 (10)	25	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	393 (63)
琉 球 絣	0	140 (45)	80 (20)	50	50	53	50	37	38	8	6	5	6	5	6	4	4	557 (65)
首 里 織	25 (25)	80 (40)	50	50	48	48	50	40	34	7	5	7	6	7	6	6	3	489 (65)
与 那 国 織	30	40	25 (5)	25	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139 (5)
喜如嘉の芭蕉布	29	25 (10)	25	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127 (10)
八 重 山 上 布	59	125 (45)	55 (10)	50	43	43	33	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	432 (55)
八重山ミンサー	26	35 (10)	45 (10)	50	43	43	35	14	12	3	0	3	3	3	3	0	3	298 (20)
琉球びんがた	28	42 (10)	35	25	24	24	25	21	23	3	0	2	3	2	3	0	3	249 (10)
南風原花織	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6	0	0	0	0	0	0	14 (0)
琉 球 漆 器	0	85 (80)	40 (15)	25	24	24	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279 (95)
壺 屋 焼	30	95 (20)	30 (15)	20	20	19	25	15	15	0	5	0	0	4	0	0	0	293 (35)
琉 球 焼	0	15 (15)	28 (10)	25	25	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108 (25)
合 計	507 (53)	1,032 (300)	543 (95)	420	364	364	258	152	135	32	28	20	20	22	21	14	14	4,030 (448)
助 成 額 (千 円)	県	77,655	54,575	58,552	51,316	51,316	33,823	17,192	17,862	3,832	3,820	2,908	2,919	3,404	2,977	1,772	2,881	335,488 (29,619)
	国	36,657	40,711	53,390	48,347	48,347	36,551	27,893	32,498	7,212	7,226	5,942	6,180	7,338	6,536	1,867	4,415	322,763 (9,211)
	市町村・組合等	72,568	36,036	24,065	22,331	22,331	18,692	13,540	14,535	3,680	3,181	1,779	2,005	2,779	1,689	2,990	3,564	223,434 (34,822)
	合 計	186,880	131,322	136,007	121,994	121,994	89,066	58,625	64,895	14,724	14,227	10,629	11,104	13,521	11,202	6,629	10,860	881,685 (73,652)

※ 上記の人数は県補助金を活用した後継者育成事業に係る人数である。国・市町村の補助で行われた後継者育成事業は含まれていない。

※ 平成12年度より地方分権による権限委譲で誂谷山花織、与那国織、喜如嘉の芭蕉布は該当町村が助成することになった。

※ 平成15年度より地方分権による権限委譲で市町村合併により久米島紬は該当町村が助成することになった。

※ 平成16年度より後継者育成事業は、間接補助から国の直接補助となった。県は、県単事業で助成を継続することになった。

※ (うち産地技術振興事業：後継者育成事業は初心者を対象にした後継者育成事業と中堅技術者を対象にした産地技術振興事業に分けて事業を実施してきたが、平成元年度からは事業を区別せず後継者育成事業として統一して事業を行っている。

2 沖縄県工芸士認定事業

沖縄県工芸士認定事業は、平成9年度の第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画に基づき、平成11年度より開始した事業である。沖縄県内で工芸品を製造し、優秀な技術・技法を保持する者を沖縄県工芸士として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって伝統工芸をはじめ、工芸技術・技法の維持向上と習得意欲の推進を図り、ひいては工芸品を製造する者の地位向上と後継者の確保に資することを目的としている。

沖縄県工芸士は、各伝統工芸製品等の工芸産地組合の長（ただし、工芸産地組合が形成されていないその他工芸品等については市町村長）からの推薦により、課題作品、自由作品の審査を経て認定される。これまでの認定者数は、令和6年度までに191人となっている（その他参考資料P68参照）。

(1) 認定要件

- ① 伝統工芸製品等の製造に現在も直接従事し、10年以上の実務経験を有していること。
- ② 伝統工芸製品等の製造に関する高度の技術、技法及び必要な知識を有していること。
- ③ 伝統工芸製品等の振興に貢献するとともに、後継者の指導・育成等に協力できること。
- ④ 沖縄県内に居住していること。

(2) 審査対象工芸品

沖縄県伝統工芸産業振興条例の規定に基づき沖縄県知事の指定を受けた伝統工芸製品（26品目）及び小木工、竹細工、ウーヅ染め、その他県が認める工芸品

3 沖縄工芸ふれあい広場

作り手と使い手のふれあいの場を設け、消費者に対して本県工芸品の魅力PRや展示・販売を行い、日常生活への一層の普及を図り、工芸産業の振興発展に資することを目的として開催する。平成6年度から、県、関係市町村、産地組合で実行委員会を設置して実施している。

過去の実績一覧

回数	年度	来場者 (人)	会場	時期	会期	実行委員 会予算 (千円)	備考
第1回	H6	不明	不明	不明	不明	不明	
第2回	H7	不明	不明	9月	5日間	不明	
第3回	H8	22,239	コンベンション展示棟	10月	3日間	不明	
第4回	H9	25,217	〃	10月	3日間	不明	
第5回	H10	10,674	〃	10月	3日間	16,295	
第6回	H11	15,608	〃	10月	3日間	16,658	
第7回	H12	11,348	〃	10月	3日間	13,790	
第8回	H13	17,261	〃	8月	3日間	15,330	
第9回	H14	76,777	宜野湾市体育館	11月	4日間	33,142	※全国大会（伝産協負担金6,523千円）
第10回	H15	14,645	コンベンション展示棟	8月	3日間	14,958	
第11回	H16	4,124	奥武山アリーナ棟	12月	3日間	11,868	※モ/レール効果をねらい会場変更
第12回	H17	8,395	コンベンション展示棟	8月	2日間	11,517	
第13回	H18	7,328	〃	8月	2日間	11,080	
第14回	H19	6,829	〃	8月	2日間	9,676	
第15回	H20	6,422	コンベンション会議棟	8月	2日間	7,627	
第16回	H21	10,569 (3,583)	那覇市ぶんかテンプス館・壺屋小	11月	2日間	7,439	※()内の数字はテンプス会場のみの実績
第17回	H22	3,836	那覇市ぶんかテンプス館	8月	2日間	7,208	
第18回	H23	800	銀座フェニックスホール	9月	2日間	7,007	
第19回	H24	1,184	時事通信ホール	9月	3日間	7,769	
第20回	H25	1,114	時事通信ホール	9月	3日間	7,769	
第21回	H26	1,346	時事通信ホール	9月	3日間	6,550	
第22回	H27	1,778	時事通信ホール	9月	3日間	7,195	
第23回	H28	1,701	時事通信ホール	9月	3日間	6,993	
第24回	H29	1,945	時事通信ホール	9月	3日間	7,434	
第25回	H30	1,787	時事通信ホール	9月	3日間	7,325	
第26回	R1	1,778	時事通信ホール	9月	3日間	7,405	
第27回	R2	新型コロナウイルスにより中止。オンラインイベント等に振り替え		—	—	7,268	
第28回	R3	新型コロナウイルスにより中止。PRとわしたショップ工芸キャンペーンを実施		—	—	1,131	
第29回	R4	1,679	時事通信ホール	9月	3日間	14,403	
第30回	R5	2,063	時事通信ホール	9月	3日間	10,010	
		2,075	おきなわ工芸の杜	12月	3日間		
第31回	R6	2,332	時事通信ホール	9月	3日間	7,969	

4 織物及び紅型検査事業

織物及び紅型の品質の維持・改善・向上を図ることを目的として、沖縄県伝統工芸産業振興条例及び同施行規則に基づき、検査対象染織物について昭和49年度より県営検査を実施している。

(1) 検査対象伝統工芸製品

区 分	名 称
紅 型	琉球びんがた
織 物	喜如嘉の芭蕉布、読谷山花織、読谷山ミンサー、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山交布(ゲンボウ)、八重山ミンサー、与那国花織、与那国ドゥタティ、与那国カガンヌブー、与那国シダディ、首里緋、首里花織、首里道屯織、首里花倉織、首里ミンサー、琉球緋、南風原花織、知花花織

(2) 検査手数料

製 品 区 分	金 額	
着尺、羽尺及び帯類	1反につき	220円
ミンサー帯及びテーブルセンター等の小物類	1点につき	40円

(3) 表示

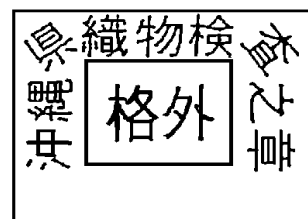
検査済伝統工芸製品は、当該製品一点ごとにそれぞれの格付(合格又は格外)を表示する格付印章を押捺するほか、合格した製品には「沖縄県織物検査済之証」又は「沖縄県紅型検査済之証」をちょう付する。



(大) 縦6.25cm、横9.0cm
(小) 縦4.2 cm、横6.0cm



(大) 直径4.0cm
(小) 直径2.7cm



(大) 縦3.0cm、横4.3cm
(小) 縦2.0cm、横2.9cm

(4) 令和6年度沖縄県伝統工芸製品検査所及び検査員一覧

検 査 所 名	所 在 地	検査員氏名
沖縄県読谷山織物検査所	読谷村字座喜味2974番地2	知花 いずみ
沖縄県首里織物検査所	那覇市首里当蔵町2丁目16番地	上原 ゆり子
沖縄県南風原織物検査所	南風原町字本部157番地	伊敷 美千代
		東嵩西 トシ江
沖縄県久米島紬検査所	久米島町字真謝1878番地1	毛利 玲子
沖縄県宮古上布検査所	宮古島市上野字野原1190番地188	与那嶺 ひとみ
沖縄県八重山織物検査所	石垣市字登野城783番地2	伊舎堂 貞美
沖縄県琉球びんがた検査所	那覇市首里当蔵町2丁目16番地	宮里 直美
沖縄県与那国織物検査所	与那国町字与那国175番地の2	玉城 悦子
沖縄県芭蕉布検査所	大宜味村字喜如嘉454番地	香月 千鶴子
沖縄県知花花織検査所	沖縄市知花五丁目6-7	安村 伊咲美

(5) 染織物検査事業実績

(単位:件)

区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
読谷山織物	着尺・帯	333	213	190	355	464	484	430	336	295	283	341	311	449	305	324	361
	小物類	(1,360)	(1,572)	(1,301)	(1,472)	(1,045)	(1,260)	(1,124)	(929)	(1,011)	(848)	(1,121)	(511)	(805)	(980)	(825)	(1,137)
	計	1,693	1,785	1,491	1,827	1,509	1,744	1,554	1,265	1,306	1,131	1,462	822	1,254	1,285	1,149	1,498
首里織物	着尺・帯	633	623	714	720	663	528	464	385	431	391	331	266	285	370	394	384
	小物類	(2,596)	(1,894)	(1,779)	(1,805)	(1,919)	(2,231)	(1,434)	(2,216)	(2,634)	(1,806)	(1,291)	(1,241)	(1,277)	(1,724)	(1,500)	(1,370)
	計	3,229	2,517	2,493	2,525	2,582	2,759	1,898	2,601	3,065	2,197	1,622	1,507	1,562	2,094	1,894	1,754
南風原織物	着尺・帯	2,970	3,414	3,749	3,371	3,675	3,527	3,679	3,534	3,570	3,173	2,718	2,926	2,906	2,659	3,149	2,925
	小物類														(396)	(0)	(0)
	計														3,055	3,149	2,925
久米島紬	着尺・帯	959	862	786	853	794	741	707	658	716	488	497	465	482	425	488	427
宮古上布	着尺・帯	21	19	14	14	6	10	7	8	8	10	8	9	11	144	96	69
	小物類														(13)	(44)	(0)
	計														157	140	69
八重山織物	着尺・帯	694	586	872	906	919	790	615	567	575	623	448	355	266	357	296	443
	小物類	(2,049)	(1,469)	(1,876)	(1,613)	(1,864)	(1,996)	(1,792)	(2,043)	(1,920)	(1,873)	(1,477)	(880)	(1,233)	(1,184)	(1,716)	(1,697)
	計	2,743	2,055	2,748	2,519	2,783	2,786	2,407	2,610	2,495	2,496	1,925	1,235	1,499	1,541	2,012	2,140
琉球びんがた	着尺・帯	571	692	844	948	1,249	1,037	877	763	764	841	744	544	492	479	456	606
	小物類	(982)	(609)	(780)	(805)	(557)	(661)	(770)	(611)	(522)	(584)	(552)	(340)	(364)	(301)	(310)	(311)
	計	1,553	1,301	1,624	1,753	1,806	1,698	1,647	1,374	1,286	1,425	1,296	884	856	780	766	917
与那国織物	着尺・帯	155	169	154	205	151	173	129	133	130	129	134	131	121	133	105	92
	小物類	(72)	(32)	(24)	(35)	(17)	(1)	(3)	(11)	(17)	(24)	(26)	(6)	(23)	(13)	(44)	(13)
	計	227	201	178	240	168	174	132	144	147	153	160	137	144	146	149	105
芭蕉布	着尺・帯	283	296	253	251	251	253	248	251	253	257	221	173	168	165	155	143
知花花織	着尺・羽尺・帯	-	-	84	107	171	180	176	205	166	126	80	84	91	106	107	109
	小物類	-	-									(22)	(26)	(29)	(1,514)	(91)	(143)
	計											102	110	120	1,620	198	252
合 計	着尺・帯	6,619	6,874	7,660	7,730	8,343	7,723	7,332	6,840	6,908	6,321	5,522	5,264	5,271	5,143	5,570	5,559
	小物類	(7,059)	(5,576)	(5,760)	(5,730)	(5,402)	(6,149)	(5,123)	(5,810)	(6,104)	(5,135)	(4,489)	(3,004)	(3,731)	(6,125)	(4,530)	(4,671)
	計	13,678	12,450	13,420	13,460	13,745	13,872	12,455	12,650	13,012	11,456	10,011	8,268	9,002	11,268	10,100	10,230

(注) ()は小物類の検査件数。首里織物、読谷山織物、八重山織物については、昭和57年10月1日、琉球びんがたは昭和60年4月1日、与那国織物は昭和63年5月10日、芭蕉布は平成元年6月1日、知花花織は平成22年4月1日、南風原織物、宮古上布は令和4年4月1日から実施した。

5 ちよう付事業

(1) 「伝統工芸品之証」ちよう付事業

本県伝統工芸製品の
声価を高め、消費者の
購入の便に資するた
め、沖縄県伝統工芸産
業振興条例(昭和48年
沖縄県条例第72号)及
び同施行規則(昭和49
年沖縄県規則第38号)
に基づいて、指定マー
ク「伝統工芸品之証」を
ちよう付する。



〔伝統工芸品之証〕

書体

太ゴシック平体(黒)

大きさ

(大)直径 4cm

(中)直径 3cm

(小)直径 2cm

(2) 「産業工芸品之証」ちよう付事業(令和3年3月30日廃止)

県内で生産又は加工
される工芸品であって、
条例の規定により指定
された伝統工芸製品以
外のものを本県の産業
工芸品であることを証す
るため、「沖縄県産業工
芸品之証ちよう付規程」
に基づいて、指定マー
ク「産業工芸品之証」を
ちよう付する。



〔産業工芸品之証〕

大きさ

(大) 4cm

(中) 3cm

(小) 2cm

6 工芸品宣伝普及事業

沖縄の地域的、気候的特性と歴史によって育まれてきた本県の優れた工芸品を県内外に広く宣伝・紹介し、市場の開拓及び販路の拡大を促進する。さらに、生産者の意欲を高め、技術・技法の向上を図り、工芸産業の振興を図るため沖縄県工芸公募展、沖縄の伝統工芸品展を開催するほか各種展示会に積極的に参加する。

(1) 令和6年度第46回沖縄県工芸公募展

県民の暮らしに対する意識や価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するに伴い、工芸品に対しても従来の工芸品の良さに加え、新たな機能美や付加価値が求められている。

沖縄の優れた工芸品を公募し、コンクールを実施することにより、県内工芸品製造事業者の意欲の高揚、技術、デザイン開発力の向上を図り、併せて県民の感性豊かな生活文化創造に寄与し、広く一般の人々に紹介するため、公募展を開催する。

※平成15年度より沖縄県工芸公募展の工芸デザイン部門は、工芸品部門と統合された。

会 期:令和6年11月28日(木)～12月1日(日)

会 場:おきなわ工芸の杜

主 催:沖縄県

7 島工藝おきなわ販路拡大推進事業

工芸産業の活性化を図るため、沖縄独自の魅力を活かした工芸品等の認知度向上及び販売強化を促進する。

(1)認知度向上、販売促進プロモーション

広報やイベント出展等による沖縄の工芸品等の認知度向上、販売促進プロモーションを実施する。

○ 令和6年度実施件数 :7件

(2)販売促進支援補助金

工芸品の販売促進に繋がる流通事業者等の販路拡大や商品開発等の取組への支援を行う。

○ 令和6年度採択事業者 :14 者

(3)販売促進支援

補助事業採択者を中心に、工芸品の販売力強化や新規販路開拓に向けた課題解決に必要なハンズオン支援を行う。

8 沖縄工芸モノ・コト開発課題解決支援事業

経営等も含めて長期的に持続、活躍し、業界を牽引できるような強い工芸事業者を増やすことを目的としている。支援対象となる事業者へ補助金を交付し、コンサルティングにより工房運営における課題解決の支援や商品・サービスの開発を行う。

○ 令和6年度採択事業者:10 者

○ 令和6年度合同セミナー実施回数:10 回

9 おきなわ工芸の杜

(1) 概要

「おきなわ工芸の杜」は、人と技術、情報の交流拠点として整備され、工芸従事者向けセミナー・研修等の実施、貸し工房入居者への起業支援、関係機関・他業種とのネットワーク構築促進等、さまざまな段階に応じた支援機能を有するインキュベーション施設である。

また、県内各地の伝統工芸品を一堂に展示しており、県民や観光客等多くの消費者が本県の伝統工芸の豊かさや魅力を体感することができる。

【所在地】 豊見城市字豊見城 1114 番 1

【供用開始】 令和 4 年 4 月 1 日

【諸室構成】 共同工房、貸し工房、体験工房、多目的室、展示室、
沖縄県工芸産業振興センター等

【施設規模】 (出所：完成図書)

(1) 敷地面積：約 9,788 m²

(2) 構造：鉄筋コンクリート造 3 階建て

(3) 建築面積：約 4,823 m²

(4) 建物延面積：約 9,162 m²

(内訳) 公共施設 約 5,411 m²

沖縄県工芸振興センター 約 724 m²

駐車場 (1 階ピロティ) 約 2,176 m²

その他 (ベランダ等) 851 m²

【総事業費】 43.8 億円

(2) 工芸の杜の役割

① 人材育成

- ・ 貸し工房入居者向けに専門家によるセミナーやワークショップを開催し、工房運営や販路開拓等について課題解決を図る。

② 交流の拠点

- ・ 各種イベント等を開催し、工芸事業者同士、工芸事業者と一般来館者、工芸事業者とビジネスパートナーなど、異業種・異分野間の交流が促進されるよう取り組む。
- ・ 工芸の杜で構築したネットワークを活用し、マーケティングや市場ニーズに対応した商品開発につなげる。

③ 情報発信の拠点

- ・ 工芸事業者と工芸品の情報を収集し発信すること、また、工芸事業者が活用できる支援策などの情報を収集し発信する。
- ・ イベント、体験プログラム、展示品情報等の沖縄工芸の情報や魅力について、ホームページや SNS を活用して正確かつ迅速に発信する。

④ 産地への誘導

- ・ 展示や Web サイトにおいて産地やショップ、工房を紹介することで、来館者や工芸に興味を持った方を、離島を含めた各産地へ誘導する。

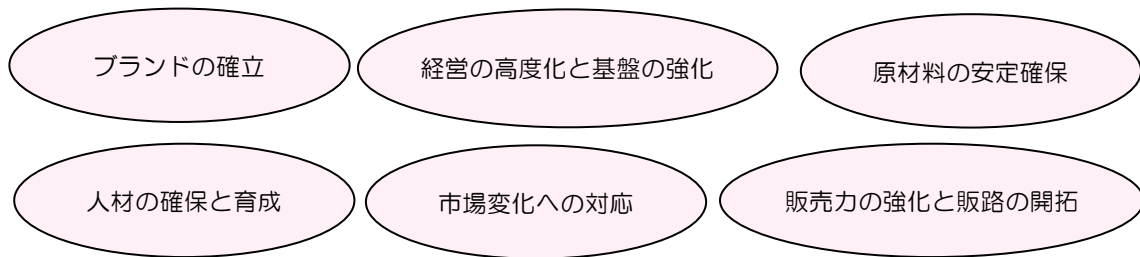
(3) 主なイベント開催実績

- ・ 工芸ものづくり体験&空手体験 2024 (期間：8/17～8/18)
- ・ おきなわ工芸の杜まつり 2025 (期間：3/7～3/9)

Ⅲ 工芸振興センター事業概要

1 令和6年度 事業体系

○沖縄県の工芸産業における課題



○工芸振興センターの役割

「総合的な工芸産業技術支援機関」としての機能



令和6年度 事業体系

人材育成

沖縄の工芸産業を担う高度な技術を持った中核人材の養成を図る研修の実施。

- (1) 高度工芸技術者養成事業
織物、紅型、漆芸、木工芸の専門技術講師による技術者養成研修
- (2) セルフプロデュース力強化工芸研修事業（人材育成）
技術以外の「自己プロデュース力（企画力、発信力、異業種交流、ネットワーク形成等）」を強化する人材育成研修
- (3) 金細工工芸縫製研修事業
金細工、工芸縫製の専門講師による技術者養成研修

情報提供・連携

- (1) 事業進捗状況等の発信
- (2) 事業成果の報告・展示会の開催
- (3) 技術開発研究結果の普及
- (4) 関係研究機関との技術交流

技術支援

業界の技術力および商品開発力等の向上を図る支援活動。

- (1) 技術相談・技術指導等
 - ①電話相談および訪問者対応
 - ②工芸産地訪問指導
 - ③依頼試験（依頼分析）対応
 - ④技術講習会開催
- (2) 試験機、加工機貸与

試験研究

- (1) 新技術開発研究
 - ①新素材開発
 - ②新製品開発
 - ③工程管理の改善
- (2) 技術継承研究
 - ①品質改善
 - ②工芸資源等データベース構築

2 令和6年度工芸振興センター主要事業

(1) 高度工芸技術者養成事業（人材育成）

① 目的

織物、紅型、漆芸、木工芸の各分野における工芸技術者に対して技術研修を行い、工芸産業を担う高度な技術を持った中核人材（技術者）の養成を図る。

② 内容

上記4分野の各専門技術講師による技術者養成研修を研修カリキュラムに沿って実施する。約1年の研修期間中に技術研修のほかに、経営・流通講座や外部講師による専門技術講習会も併せて実施する。研修生は公募によりそれぞれ4名程度（計16名程度）を募集し、選考のうえ決定する。

研修業務は委託により実施しているが、工芸全般の共通事項や個別技術指導など研修内容の一部についてセンターの職員が講師を務めている。

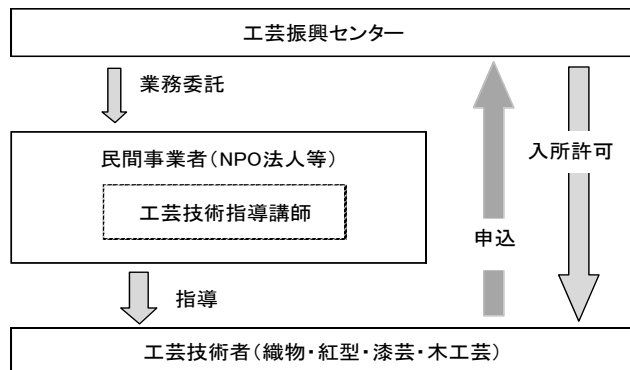
研修の最後には、研修期間中に制作した作品を一般の方へ展示し、培った技術や努力の成果を発表する成果展を開催している。

また、令和6年度から1年間の通年研修とは別に短期間で特定の技術習得を行うための研修（随時受入研修）を実施している。

【研修期間】通年研修 4月～翌年3月 随時受入研修 16日～120日

【研修生募集】通年研修 毎年12月～1月頃 随時受入研修 随時

③ 事業スキーム



【研修概要】

織物…製糸技術、染色技術、経^{たてがすり}・緯^{よこがすり}技術、琉球藍染色技術、各紋織^{もんおり}技術
および帯^{おび}地・着尺^{きじやく}製作技術等

紅型…道具づくり、色見本製作、図案^{かたぼり}技術、型彫技術、染色技術および
帯地・着尺製作技術等

漆芸…道具づくり、髹^{きゆうしつ}漆技術、乾漆^{かんしつ}技術、呂色^{ろいろ}技術、塗立^{ぬりたて}技術、加飾技術等

木工芸…道具づくり、加工機械操作、象嵌^{ぞうがん}技法、塗装、挽物^{ひきもの}・脚物^{あしもの}製作技術等

【事業実績】令和6年度：13人（うち1人は随時受入研修）

〈参考〉研修累計実績：1,203人（昭和49年度～令和6年度）

高度工芸技術者養成事業の研修生累計実績

(単位:人)

年度	修了者数	一般(通年)研修					特別(随時受入)研修				
		織物	紅型	漆工	木工	小計	織物	紅型	漆工	木工	小計
S49～H24	1,006	152	54	123	173	502	141	163	84	116	504
H25	15	5	2	4	4	15					0
H26	21	5	4	6	6	21					0
H27	19	5	6	3	5	19					0
H28	18	3	6	1	4	14			4		4
H29	17	5	4	4	4	17					0
H30	17	4	6	4	3	17					0
H31	13	1	3	2	4	10	2		1		3
R2	20	4	6	3	3	16	1		2	1	4
R3	19	2	5	4	5	16	3				3
R4	12	2	3	3	4	12					0
R5	13	3	2	4	4	13					0
R6	13	2	2	4	4	12		1			1
合計	1,203	193	103	165	223	684	147	164	91	117	519

※S49～H24は工芸技術研修指導

※特別研修は、一般研修(通年)とは別に短期間で特定の技術習得を行うための研修であり、令和6年度から「随時受入研修」の名称となっている。

(2) 金細工工芸縫製研修事業（人材育成）

① 目的

沖縄県の工芸産業の振興を図るため、伝統的な歴史を有する金細工と伝統染織物の二次加工技術である工芸縫製の2分野の技術者を育成する。

【金細工】琉球王国時代に誕生。「クガニゼーク」または「カンゼーク」と呼ばれ、房指輪やジーフアー（かんざし）などが製作されていた。

【工芸縫製】伝統染織物をバックやアクセサリ等、新たな魅力を持つ様々な製品に縫製加工する技術。

② 内容

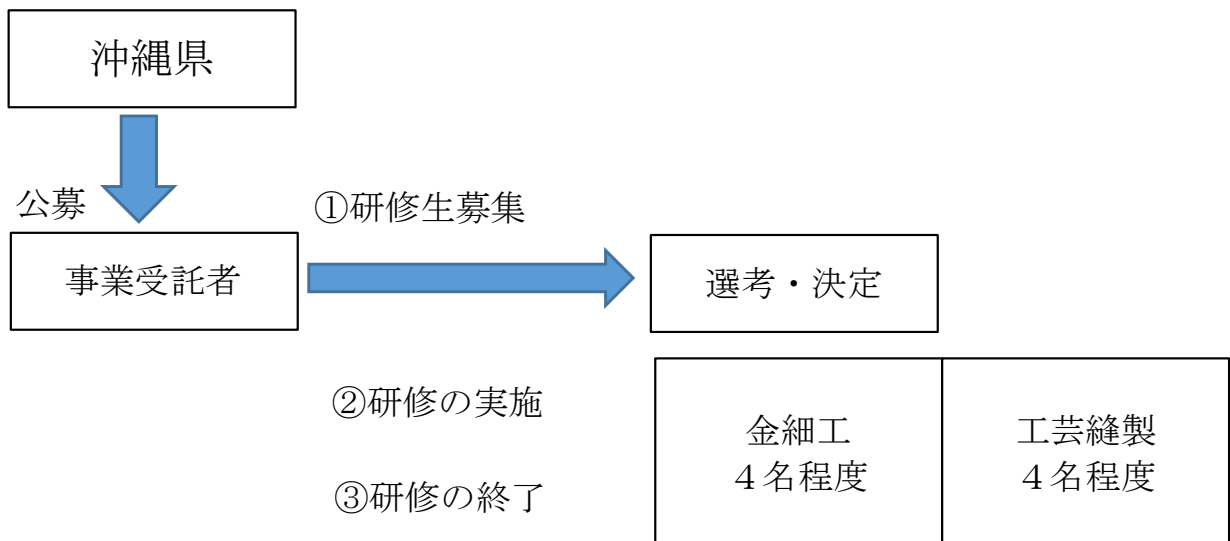
金細工、工芸縫製それぞれの専門技術講師による技術者養成を研修カリキュラムに沿って実施する。研修期間は7ヶ月で、技術研修のほかに県内事業所視察等を実施し、現代ニーズに即した製品づくりに対応する人材を育成する。研修生は公募によりそれぞれ4名程度（計8名程度）を募集し、選考のうえ決定する。

研修の最後には、研修期間中に制作した作品を一般の方へ展示し、培った技術や努力の成果を発表する成果展を開催している。

【研修期間】8月～翌年3月 週3日程度

【研修生募集】5月～6月頃

③ 事業スキーム



【研修概要】

金細工…デザイン基礎、鋳金、鍛造・彫金 等

工芸縫製…基礎、型紙製作、皮漉き・磨き、小物製作、バッグ製作 他

(3) セルフプロデュース力強化工芸研修事業（人材育成）

① 目的

工芸事業者に対し、技術以外のスキル（企画力・表現力・発信力等）の習得、市町村の枠を超えた俯瞰的で公益性のあるスキル（異業種交流、ネットワーク形成等）「自己プロデュース力」を習得する人材育成を実施する。

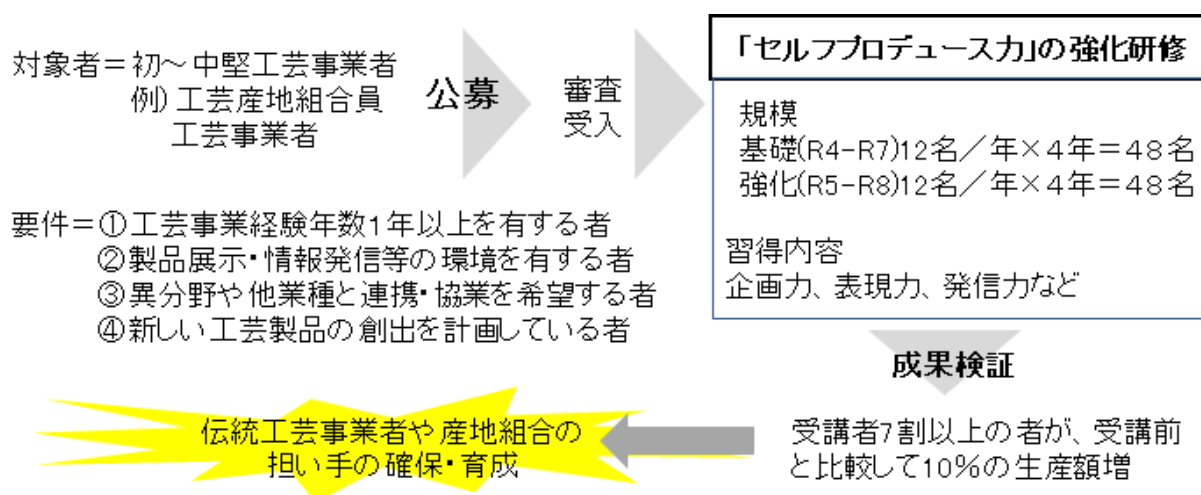
② 内容

PDCA サイクルの考えのもと、2 年を 1 単位とした人材育成を実施する。

1 年目では基礎＝PLAN（計画）・DO（実行）、2 年目は強化＝CHECK（検証）・ACTION（自走）とした内容である。

- 【研修期間】基礎コース 6 月～10 月
強化コース 11 月～翌年 1 月
- 【研修生募集】基礎コース 4 月～6 月頃
強化コース 9 月～10 月頃

③ 事業スキーム



【研修概要】

基礎コース…コンセプト決定、ブランディング、認知度向上計画や販売計画の作成、ディスプレイ、県外市場の情報と分析、プレマーケット展、成果展 等

強化コース…行動計画・告知計画の再構築、発信強化（SNS 情報発信実践） 等

(4) 工芸技術指導

① 目的

工芸産業を担う技術者の技術向上を図るため、センター職員による技術相談や技術指導を行うとともに、県内外の専門家による講習会の開催等を実施する。

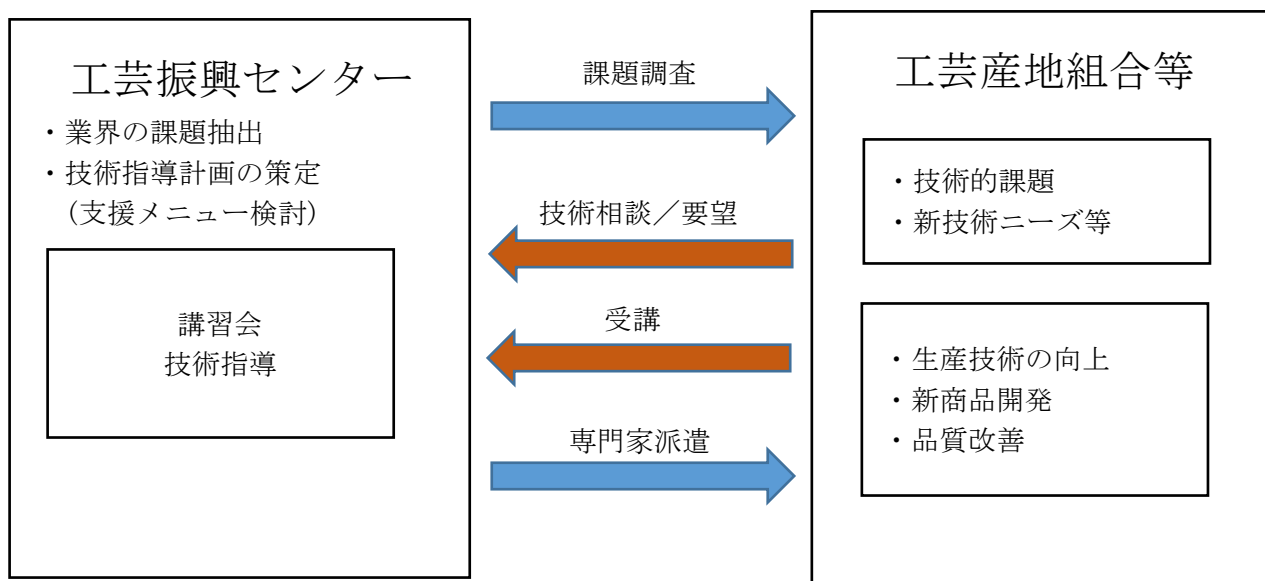
② 内容

染織・木漆工に関する原材料・加工技術・デザイン技術等について、個別の相談指導に対応するほか、産地ヒアリングや課題調査を行い、工芸産地組合や事業所のニーズ・要望に基づいて、課題解決のための技術指導及び講習会等の開催、専門技術者の派遣などを行っている。

また、事業者等からの依頼を受けて、染色堅牢度や材料の物性及び接着などの試験分析を行っている。

さらに、工芸振興センター内にある染織関係、木工関係の機器・設備について、工芸従事者が利用できるよう開放している。（有料にて利用可）

③ 事業スキーム



【依頼試験、機器利用メニュー】

依頼試験…繊維の試験、染色堅ろう度試験、染料・材料又は薬剤測定試験、物性試験、製品試験

貸出機器…染色耐光試験機、染色摩擦試験機、染色洗濯試験機、染色汗試験機、糸引張試験機、コンピューターカッティングマシン、万能ミキサー、NCルーター、微粒子粉碎機、分光測色計、環境試験機

(5) 工芸研究

① 目的

工芸に関する試験研究を行い、その成果の指導普及により生産技術の向上及び工芸製品の品質の維持改善を図り、工芸産業の振興発展に寄与する。

② 内容

染織、漆芸、木工芸を対象とした技術改善や改良、素材開発、製品開発などの試験研究を実施する。

技術情報の収集、県内外の関係機関との技術交流を実施する。

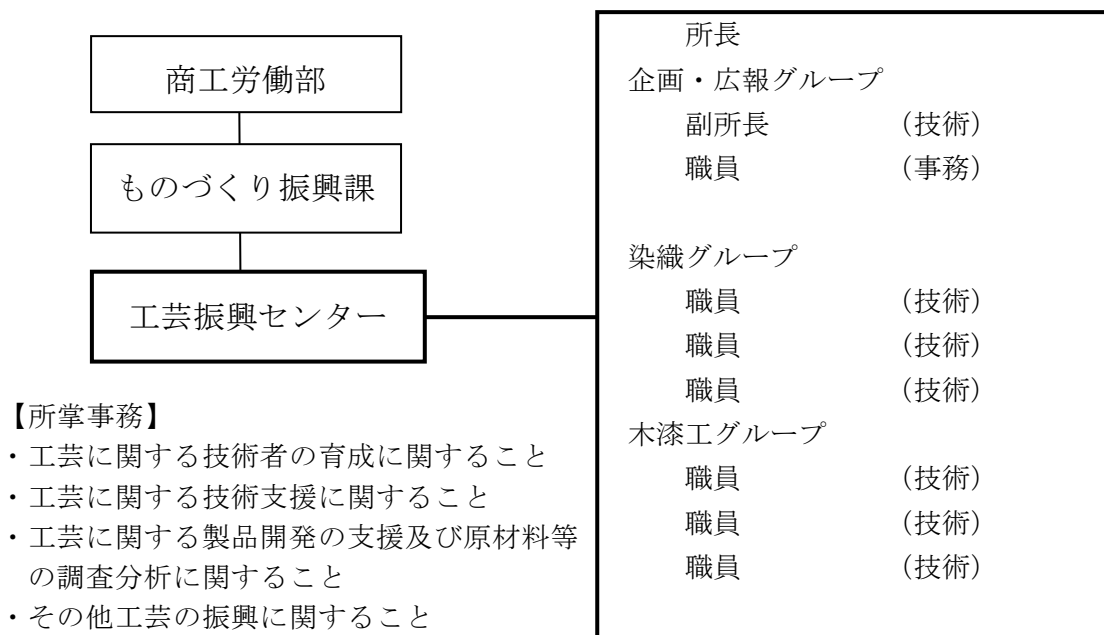
③ 事業スキーム



3 組織・予算

(1) 組織及び職員配置

職員数 9



(2) 令和6年度工芸振興センター予算総括表

(単位：千円)

(目) 工芸振興センター費	<u>64,449</u>		
(事項) 工芸振興センター運営費	<u>9,142</u>	(事業) 運営費 (工芸振興センター)	<u>9,142</u>
(事項) 工芸技術支援費	<u>54,217</u>	(事業) 工芸技術指導費	<u>1,921</u>
		(事業) 高度工芸技術者養成事業	<u>30,567</u>
		(事業) 金細工工芸縫製事業	<u>7,597</u>
		(事業) セルフプロデュース力 強化工芸研修事業	<u>14,132</u>
(事項) 工芸研究費	<u>1,090</u>	(事業) 工芸研究費 (単独)	<u>1,090</u>

IV 伝産法に基づく指定・振興計画策定指導

1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)について

(1) 伝産法に基づく指定・振興計画

ア 「伝産法」の内容

「一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品」の「産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的」として、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和 49 年法律第 57 号。以下「伝産法」という。)が制定された。

工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定する。指定を受けた産地では、振興計画等を作成して経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて事業を行うのに必要な経費の一部を国、都道府県等から助成を受け、産地全体で振興を図ろうとするものである。

イ 本県における伝産法に基づく指定・振興計画

本県においては、久米島紬、宮古上布、読谷山花織、読谷山ミンサー、壺屋焼、琉球絣、首里織、琉球びんがた、琉球漆器、与那国織、喜如嘉の芭蕉布、八重山ミンサー、八重山上布、知花花織、南風原花織及び三線の 16 品目が伝産法による指定を受け、認定された振興計画に基づいた事業を推進している。

(2) 「伝統的工芸品」として指定を受けるための要件

ア 日常生活で使用する工芸品であること

日本人の生活に密着し、一般家庭において使用される工芸品。

必ずしも安価で入手されるものを意味するものではないが、美術品は、含まれない。

イ 製造工程の主要部分は手工業的(高度な手作品)であること。

製品の持ち味に大きな影響を与える部分(品質・形態・デザイン等)は、手作業中心。

(機械化による省力化・量産化は本来の持ち味を失う。しかし、持ち味に影響を与えない補助的な工程の機械化を妨げるものではない。)

ウ 伝統的な技術・技法によって製造されるものであること。

工芸品を製造する技術または技法が 100 年以上の歴史を有し、今日まで継続していること。

エ 伝統的に使用されてきた原材料であること。

工芸品の主たる原材料が原則として 100 年以上の歴史を有し、今日まで継続していること。

枯渇した原材料は持ち味を変えない(品質に影響を与えない)範囲で同種材料に転換も可能。

オ 一定の地域で産地形成がなされていること。

一定の地域で、ある程度の規模を保ち、地域産業として成立していること。

(原則、10 以上の事業者又は 30 人以上の従事者)

〈伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条、伝統的工芸品産業振興事業実施要領〉

(3) 伝統的工芸品の製造者を構成員とする事業協同組合等は、伝統的工芸品産業に関する振興計画を作成し、これを都道府県知事又は市町村長(指定地域の全部が1市町村の区域に属する場合)を経由して経済産業大臣に提出し、振興計画の認定を受けることができる。

(4) 振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項
- ② 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- ③ 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- ④ 需要の開拓に関する事項
- ⑤ 作業場その他作業環境の改善に関する事項
- ⑥ 事業の共同化に関する事項
- ⑦ 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
- ⑧ 高齢従事者、熟練従事者及びその他の従事者の福利厚生に関する事項
- ⑨ その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

また、第1次の振興計画が終了した後も課題が残されていたり、経済、社会環境の変化等により、新たに解決すべき課題が生じた場合には、これらの問題に対処するため、数次にわたり振興計画を作成し、認定を受け、振興事業を継続することができる。

○伝統的工芸品の表示について

経済産業大臣により指定を受けた伝統的工芸品は、個々の商品に『伝統的工芸品として指定されているものであること』を表示できると伝産法に規定されている。

この表示は、特定製造協同組合等が経済産業大臣の認定を受けた振興計画及び経済産業省製造産業局長の認定を受けた「伝統証紙表示事業実施規程」に基づいて、特定製造協同組合等が実施することができる。

・ 伝産協会が発行する伝統証紙を貼付して伝統的工芸品の表示を行う場合

- ① 伝産協会作成の「伝統的工芸品統一表示事業実施規程」に従うとともに特定製造協同組合等は、伝統証紙使用許諾契約を交わす必要がある。
- ② 特定製造協同組合等は「伝統証紙表示実施規程」に従い、対象となる伝統的工芸品について検査を行い、検査基準に合格したものに「伝統証紙」を貼付する。

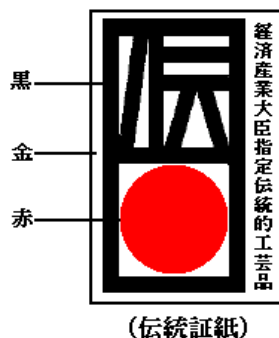
伝統的工芸品には、かなり精巧な類似品も多く、一般消費者にとってはその識別はかなり困難といえる。それだけに、伝統的工芸品の普及啓発のため、「伝統証紙」等を貼付することにより、一般消費者に対して識別のめやすを提供することは極めて重要である。

伝産協会が実施している伝統的工芸品統一表示事業は統一された「伝統証紙」を貼付することにより、消費者が伝統的工芸品を安心して購入できるマークとなっている。

「伝統証紙」には次の3つの事項

が明示される。

- ①「経済産業大臣指定伝統的工芸品」の文字
- ②「伝統的工芸品の名称」
- ③「特定製造協同組合等の名称」



このマークは、著名なデザイナー故亀倉雄策氏のデザインで、伝統の「伝」の字と日本の心を表す赤丸とを組み合わせたものである。

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定・振興計画

	指定品目 指定年月日 組合名	区 分	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画	第9次計画	第10次計画
1	久米島紬	認定月日	S51.3.25	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H17.3.31	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1	R7.2.6
	昭和50年2月17日	振興計 画期間	S51.3.25	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H17.4.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1	R7.4.1
	久米島紬事業協同組合		S59.3.31 (8年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)	R12.3.31 (5年)
2	宮古上布	認定月日	S51.3.25	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H17.6.27	H22.6.18	H27.4.10	R2.1.23	R7.2.27
	昭和50年2月17日	振興計 画期間	S51.3.25	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H17.7.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1	R7.4.1
	宮古織物事業協同組合		S59.3.31 (8年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)	R12.3.31 (5年)
3	読谷山花織 読谷山ミンサー	認定月日	S52.3.29	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H23.1.25	H28.2.12	R4.4.1		
	昭和51年6月2日	振興計 画期間	S52.3.29	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H23.4.1	H28.4.1	R4.4.1		
	読谷山花織事業協同組合		S59.3.31 (7年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H28.3.31 (5年)	R3.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)		
5	壺屋焼	認定月日	S52.3.29	H6.3.30	H12.3.30	H17.6.27	H22.6.1	H27.6.1	R2.4.1	R7.2.10		
	昭和51年6月2日	振興計 画期間	S52.3.29	H6.4.1	H12.4.1	H17.7.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1	R7.4.1		
	壺屋陶器事業協同組合		S59.3.31 (7年)	H11.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)	R12.3.31 (5年)		
6	琉球餅	認定月日	S59.1.9	H4.9.3	H9.3.31	H14.6.4	H19.5.1	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1		
	昭和58年4月27日	振興計 画期間	S59.1.9	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1		
	琉球餅事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)		
7	首里織	認定月日	S59.1.9	H4.9.3	H9.3.31	H14.6.4	H19.8.20	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1		
	昭和58年4月27日	振興計 画期間	S59.1.9	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1		
	那覇伝統織物事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)		
8	琉球びんがた	認定月日	S59.10.1	H4.8.25	H9.3.31	H14.6.4	H19.7.10	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1		
	昭和59年5月31日	振興計 画期間	S59.10.1	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1		
	琉球びんがた事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)		
9	琉球漆器	認定月日	S61.11.4	H7.3.30	H12.3.30							
	昭和61年3月12日	振興計 画期間	S61.11.4	H7.4.1	H12.4.1							
	琉球漆器事業協同組合		H7.3.31 (8年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)							
10	与那国織	認定月日	S62.11.20	H8.3.29	H13.6.1	H18.3.	H23.3.22	H28.4.1	R3.4.1			
	昭和62年4月18日	振興計 画期間	S62.11.20	H8.4.1	H13.4.1	H18.4.1	H23.4.1	H28.4.1	R3.4.1			
	与那国町伝統織物協同組合		H8.3.31 (8年)	H13.3.31 (5年)	H18.3.31 (5年)	H23.3.31 (5年)	H28.3.31 (5年)	R3.3.31 (5年)	R8.3.31 (5年)			
11	喜如嘉の芭蕉布	認定月日	S63.12.6	H9.3.31	H14.9.25	H19.8.21	H24.3.30	H29.1.31				
	昭和63年6月9日	振興計 画期間	S63.10.1	H9.4.1	H14.10.1	H19.10.1	H24.4.1	H29.4.1				
	喜如嘉芭蕉布事業協同組合		H9.3.31 (8年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)				
12	八重山ミンサー	認定月日	H1.11.21	H10.3.31	H15.3.31	H20.6.26	H25.4.19	H30.3.29	R5.3.14			
	平成元年4月11日	振興計 画期間	H1.10.1	H10.4.1	H15.4.1	H20.4.1	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1			
	竹富町織物事業協同組合 石垣市織物事業協同組合		H10.3.31 (8年)	H15.3.31 (5年)	H20.3.31 (5年)	H25.3.31 (5年)	H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)			
13	八重山上布	認定月日	H1.11.21	H10.3.31	H15.3.31	H20.6.26	H25.4.19	H30.3.29	R5.3.14			
	平成元年4月11日	振興計 画期間	H1.10.1	H10.4.1	H15.4.1	H20.4.1	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1			
	石垣市織物事業協同組合 竹富町織物事業協同組合		H10.3.31 (8年)	H15.3.31 (5年)	H20.3.31 (5年)	H25.3.31 (5年)	H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)			
14	知花花織	認定月日	H25.4.1	H30.4.2	R5.2.20							
	平成24年7月25日	振興計 画期間	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1							
	知花花織事業協同組合		H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)							
15	南風原花織	認定月日	H29.6.28	R4.4.1								
	平成29年1月26日	振興計 画期間	H29.4.1	R4.4.1								
	琉球餅事業協同組合		R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)								
16	三線	認定月日	H31.4.1	R6.1.25								
	平成30年11月7日	振興計 画期間	H31.4.1	R6.4.1								
	中縄県三線製作事業協同組合		R6.3.31 (5年)	R11.3.31 (5年)								

○伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費

伝産法の指定を受けた産地では、伝産法の目的を達成するために、「振興計画」等を作成し、経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて各種事業を実施する。それらの事業のうち下記については、国及び都道府県等から経費の一部の助成(補助金等)を受けることができる仕組みとなっている。

令和7年1月7日現在

事業区分		補助対象経費	
		経費区分	内容
振興計画	後継者育成事業	イ:後継者・従事者育成	ロ:若年層等後継者創出育成
		研修講師謝金(イ、ロ)	講師謝金
		研修講師旅費(イ、ロ)	講師旅費
		研修旅費(イ、ロ)	研修旅費(研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る)
		研修教材等諸費(イ、ロ)	テキスト代(資料作成費・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費)、研修に要する原材料購入費、簡単な工具、用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料
		職員旅費(ロのみ)	事務局員打合せ旅費
		実習・指導費等(ロのみ)	実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、機器・道具類借料、車両借上費(複数の実習会場間移動限定)、アルバイト賃金、保険料、報告書作成費
		広報費(ロのみ)	募集案内・ポスター作成費又は委託・外注費、発送費
	技術・技法の記録	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費 ※補助事業実施主体に対する委員謝金は補助対象外。 (以下全ての委員・専門家謝金に適用)
		資料収集費	文献資料等購入費、作品購入費、文献等借料
		記録メディア・記録文献作成費	専門家謝金、印刷製本費、記録メディア等・記録文献作成費、委託・外注費
	原材料確保対策事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費
		研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費
		原材料開発研究調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費、外注費
	需要開拓事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 ※専門家謝金・専門家旅費については、会議開催時だけでなく、事業全体を通じてその遂行に必要な指導・助言等を受けた場合に補助対象とする。(以下全ての専門家謝金・専門家旅費に適用)
		展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事前打合わせ旅費、通信連絡費、印刷・広報費、(ポスター、パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費等)、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費
		展示会等開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、アルバイト賃金、保険料、委託・外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費(必要最小限の量)
		展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費
	意匠開発事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
		意匠開発費	マーケティング調査費、事務打ち合わせ旅費、専門家委託・外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費
		求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等)、委託・外注費、アルバイト賃金、保険料
		求評会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アルバイト賃金、印刷費、報告書作成費、翻訳費
共同振興計画	需要開拓等共同展開事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
		展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事前打合わせ旅費、通信連絡費、印刷・広報費、(ポスター、パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費)、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費
		展示会開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、委託・外注費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費(必要最小限の量)
		展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、資料印刷費、報告書作成費、翻訳費
	新商品共同開発事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
		新商品開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費
		求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等)、委託・外注費、アルバイト賃金、保険料
		求評会成果等検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、印刷費、アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費

活性化計画	活性化事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※振興計画に基づく、各事業の補助対象経費を参考とすること。
連携活性化計画	連携活性化事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※振興計画に基づく、各事業の補助対象経費を参考とすること。
支援計画	人材育成・交流支援事業費	講師謝金、講師旅費、研修材料費、資料収集費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・SNS・開催要綱・案内状・実施要領等作成費、発送費、掲載費等）、通信運搬費、借料及び損料、光熱水費、アルバイト賃金、消耗品費、報告書作成費
	産地プロデューサー事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※人件費単価は、原則、健保等級に基づいて算定し、補助事業従事時間は、「補助事業従事日誌」により証明すること。なお、計上できる時間は、産地プロデューサー等が「支援地域に於いて活動した時間」、「打合せや展示会出展など活動実績が書類等により確認できる時間」のみとする。 ※事業費については、振興計画に基づく、後継者育成事業、需要開拓事業、意匠開発事業の補助対象経費を参考とすること。

※ 上記各事業については、ECサイト等Web上での事業も対象とする。

○伝統的工芸品指定品目一覧(都道府県別)

令和6年10月17日現在

経済産業局別	都道府県別	指定品目数	品目名
北海道	北海道	2	二風谷イタ、二風谷アットウシ
東北	青森	1	津軽塗
	岩手	4	南部鉄器 岩谷堂箆笥 秀衡塗 浄法寺塗
	宮城	4	宮城伝統こけし 雄勝硯 鳴子漆器 仙台箆笥
	秋田	4	樺細工 川連漆器 大館曲げわっぱ 秋田杉桶樽
	山形	5(1)	山形鋳物 置賜紬 山形仏壇 天童将棋駒 羽越しな布
	福島	5	会津塗 大堀相馬焼 会津本郷焼 奥会津編み組細工 奥会津昭和からむし織
関東・甲信越	計	23	
	茨城	3(1)	結城紬 笠間焼 真壁石燈籠
	栃木	2(1)	結城紬 益子焼
	群馬	2	伊勢崎緋 桐生織
	埼玉	5(1)	江戸木目込人形 春日部桐箆笥 岩槻人形 秩父銘仙 行田足袋
	千葉	2	房州うちわ 千葉工器具
	東京	22(1)	村山大島紬 東京染小紋 本場黄八丈 江戸木目込人形 東京銀器 東京手描友禅 多摩織 江戸和竿 江戸指物 江戸からかみ 江戸切子 江戸節句人形 江戸木版画 江戸硝子 江戸べっ甲 東京アンチモニー工芸品 東京無地染 江戸押絵 東京三味線 東京琴 江戸表具 東京本染注染
	神奈川	3	鎌倉彫 箱根寄木細工 小田原漆器
	新潟	17(1)	塩沢紬 小千谷縮 小千谷紬 村上木彫堆朱 本塩沢 加茂桐箆笥 新潟・白根仏壇 長岡仏壇 三条仏壇 燕鎚起銅器 十日町緋 十日町明石ちぢみ 越後与板打刃物 新潟漆器 羽越しな布 越後三条打刃物 佐渡無名異焼
	山梨	3	甲州水晶貴石細工 甲州印伝 甲州手彫印章
	長野	7	信州紬 木曾漆器 飯山仏壇 松本家具 内山紙 南木曽ろくろ細工 信州打刃物
	計	66	
東海	岐阜	6	飛騨春慶 一位一刀彫 美濃焼 美濃和紙 岐阜提灯 岐阜和傘
	静岡	3	駿河竹千筋細工 駿河雛具 駿河雛人形
	愛知	15	有松・鳴海絞 常滑焼 名古屋仏壇 三河仏壇 豊橋筆 赤津焼 岡崎石工品 名古屋桐箆笥 名古屋友禅 名古屋黒紋付染 尾張七宝 瀬戸染付焼 尾張仏具 三州鬼瓦工芸品 名古屋節句飾
	三重	5	伊賀くみひも 四日市萬古焼 鈴鹿墨 伊賀焼 伊勢形紙(用具)
	計	29	
北陸	富山	6	高岡銅器 井波彫刻 高岡漆器 越中和紙 越中福岡の菅笠 庄川挽物木地(材料)
	石川	10	加賀友禅 九谷焼 輪島塗 山中漆器 金沢仏壇 七尾仏壇 金沢漆器 牛首紬 加賀繡 金沢箔(材料)
	福井	7	越前漆器 越前和紙 若狭めのう細工 若狭塗 越前打刃物 越前焼、越前箆笥
	計	23	
近畿	滋賀	3	彦根仏壇 信楽焼 近江上布
	京都	17	西陣織 京鹿の子絞 京仏壇 京仏具 京漆器 京友禅 京小紋 京指物 京繡 京くみひも 京焼・清水焼 京扇子 京うちわ 京黒紋付染 京石工芸品 京人形 京表具
	大阪	9	大阪欄間 大阪唐木指物 堺打刃物 大阪仏壇 大阪浪華錫器 大阪泉州桐箆笥 大阪金剛簾 浪華本染め いずみガラス
	兵庫	6	播州そろばん 丹波立杭焼 出石焼 播州毛鉤 豊岡杞柳細工 播州三木打刃物
	奈良	3	高山茶釜 奈良筆 奈良墨
	和歌山	3	紀州漆器 紀州箆笥 紀州へら竿
	計	41	
中国	鳥取	3(1)	因州和紙 弓浜緋 出雲石燈ろう
	島根	4(1)	出雲石燈ろう 雲州そろばん 石州和紙 石見焼
	岡山	2	勝山竹細工 備前焼
	広島	5	熊野筆 広島仏壇 宮島細工 福山琴 川尻筆
	山口	3	赤間硯 大内塗 萩焼
	計	16	
四国	徳島	3	阿波和紙 阿波正藍しじら織 大谷焼
	香川	2	香川漆器 丸亀うちわ
	愛媛	2	砥部焼 大洲和紙
	高知	2	土佐和紙 土佐打刃物
	計	9	
九州	福岡	7	小石原焼 博多人形 博多織 久留米緋 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
	佐賀	2	伊万里・有田焼 唐津焼
	長崎	3	三川内焼 波佐見焼 長崎べっ甲
	熊本	4	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん、山鹿灯籠
	大分	1	別府竹細工
	宮崎	2(1)	本場大島紬 都城大弓
	鹿児島	3(1)	本場大島紬 川辺仏壇 薩摩焼
	計	21	
沖縄	沖縄	16	久米島紬 宮古上布 読谷山花織 読谷山ミンサー 壺屋焼 琉球緋 首里織 琉球びんがた 琉球漆器 与那国織 喜如嘉の芭蕉布 八重山ミンサー 八重山上布 知花花織 南風原花織 三線
合 計		243	

(注)指定品目数の()内の数字は、指定が他の都府県・経済産業局と重複する内数をあらわしている。
経済産業省HP参照

2 沖縄県内における「伝統的工芸品」の指定告示内容

久米島紬 ^{つむぎ}	(昭和 50 年 2 月 17 日 指定)
---------------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② たて糸に使用する糸は生糸とし、よこ糸に使用する糸は真綿の手つむぎ糸とすること。
- ③ よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

(2) かすり糸の染色法は、「手くり」によること。この場合において、染料はサルトリイバラ、シヤリンバイ等を原料とする植物性染料とし、媒染剤は泥土又は明ばんとすること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸又は真綿の手つむぎ糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 島尻郡久米島町

宮古上布	(昭和 50 年 2 月 17 日 指定)
------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

(2) かすり糸の染色法は、「織締め」又は「手くり」によること。この場合において、染料は、藍又はこれに類するものを原料とする植物性染料とすること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、「手うみ^{ちよま}」の苧麻糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 宮古島市、宮古郡多良間村

読谷山花織 ^{ゆんた んざ は なう い}	(昭和 51 年 6 月 2 日 指定)
--------------------------------	----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ 紋は、「花綜^{そうこう}紬」又は「縫取り杼^ひ」を用いて表わすこと。

(2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸又は綿糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 中頭郡読谷村

読谷山ミンサー	(昭和51年6月2日指定)
---------	---------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めのたてうね織りとすること。
 - ② よこ糸打ち込みには「手投^ひ杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「紋棒」又は「花綜^{そうこう}紵」を用いて表すこと。
 - (2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、綿糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 中頭郡読谷村

壺屋焼	(昭和51年6月2日指定)
-----	---------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 荒焼にあつては、次の技術又は技法によること。
 - ① はい土は、水簀^ひをせず、製造すること。
 - ② 成形は、ろくろ成形、手ひねり成形又は押型成形によること。
 - ③ 素地の模様付けをする場合には、はり付けによること。
 - ④ 焼成には、南蛮窯を使用すること。
 - (2) 上焼にあつては、次の技術又は技法によること。
 - ① はい土は、水簀^ひをして、製造すること。
 - ② 成形は、ろくろ成形、押型成形、型起こし成形又は手ひねり成形によること。
 - ③ 素地の模様付けをする場合には、化粧掛け、搔^かき落とし、線彫り、象がん、印花、「飛ばしかんな」又は盛り付けによること。この場合において、化粧掛けは、浸し掛け、流し掛け、振り掛け、はけ目又は布掛けによること。
 - ④ 釉^{ぐすり}掛けは、浸し掛け、振り掛け、流し掛け又は布掛けによること。この場合において、釉^{ゆう}薬は、「シルグスイ」、「ミーシルー」、「クワデーサー」又は「具志頭イルー」とすること。
 - ⑤ 絵付をする場合には、手描きによること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
 - (1) 使用する陶土は、荒焼にあつては「島尻粘土」又はこれと同等の材質を有するものとし、上焼にあつては「喜瀬粘土」、「古我知粘土」、「石川粘土」、「前兼久粘土」、「山田粘土」、若しくは「喜名粘土」又はこれらと同等の材質を有するものとすること。
 - (2) 使用される化粧土は、「喜瀬粘土」又は「安富祖粘土」とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 那覇市、国頭郡恩納村、中頭郡読谷村

琉球 絣	(昭和 58 年 4 月 27 日 指定)
-------------	------------------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには「手投杼^ひ」を用いること。

(2) かすり糸の染色法は、「絵図」、「真芯^{しん}」、「手くり」又は「手摺り込み^す」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸、玉糸、真綿のつむぎ糸、綿糸又は麻糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、島尻郡八重瀬町、島尻郡南風原町

首里 織	(昭和 58 年 4 月 27 日 指定)
-------------	------------------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 首里絣にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ かすり糸の染色法は、「手結」、「織締め」又は「手くり」によること。

(2) 首里花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、「花綜紵^{そうこう}」又は「縫取り杼^ひ」を用いて表わすこと。

(3) 首里道屯織^{どうとん}にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、四枚以上の綜紵^{そうこう}を用いて表わすこと。

(4) 首里花倉織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りと搦み織^{から}りの混合組織織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、「花綜紵^{そうこう}」及び「組綜紵^{ろ そうこう}」を用いて表すこと。

(5) 首里ミンサーにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの経畝織^{たてうね}りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」又は「板杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、「綾竹^{あや}」又は「花綜紵^{そうこう}」を用いて表わすこと。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸、玉糸、真綿の手つむぎ糸、綿糸、麻糸又は芭蕉糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、中頭郡西原町、島尻郡南風原町

琉球びんがた	(昭和 59 年 5 月 31 日 指定)
---------------	------------------------------

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 図柄は、びんがた模様を基調とすること。
- (2) 型彫りは、柿渋を用いて手漉和紙をはり合わせた地紙又はこれと同等の地紙に下絵を貼りつけ、「突彫り」で行うこと。
- (3) 型付けは、手作業により柄合わせすること。
- (4) 「筒引き」には、布製の糊袋を用いること。
- (5) 「色差し」、「刷り込み」、「隅取り」、地染め及び地の模様染めには、筆又ははけを用いること。
- (6) 「色差し」及び「隅取り」の彩色は、顔料を用いること。
- (7) 防染は、型付け、「筒引き」又は「糊伏せ」によること。
- (8) 防染のりは、もち米粉に米ぬか及び食塩等を混ぜ合わせたものとする。
- (9) 藍型の藍染は、琉球藍を用いること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

生地は、絹織物、麻織物、芭蕉布又は木綿織物とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市

琉球漆器	(昭和 61 年 3 月 12 日 指定)
-------------	------------------------------

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 下地造りは、次のいずれかによること。
 - ① 豚血下地にあつては、「布着せ」又は「紙着せ」をした後、豚血、桐油、^{とう}「ニービ」及び「クチャ」を混ぜ合わせたものを塗付すること。
 - ② 漆下地にあつては、「布着せ」又は「紙着せ」をした後、生漆、「ニービ」及び「クチャ」を混ぜ合わせたもの又は生漆、「ニービ」及び^と砥の粉を混ぜ合わせたものを塗付すること。
- (2) 上塗は、精製漆を用いて塗立又は^{ろいろぬり}蝋色塗をすること。
- (3) 加飾をする場合には、「^{ついきん}堆錦」、^{らでん}螺鈿、^{はく}沈金又は箔絵によること。「^{ついきん}堆錦」にあつては、黒目漆と顔料を練り合わせたものを^{つち}鏝打ちする「^{ついきんもち}堆錦餅造り」をすること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

- (1) 漆は、天然漆とすること。
- (2) 木地は、デイゴ、エゴノキ、センダン、ハマセンダン、イヌマキ、ガジュマル若しくはスギ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、中頭郡中城村、島尻郡南風原町

与那国織	(昭和62年4月18日指定)
-------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 与那国ドゥタティにあつては、次の技術又は技法により製織されたしま織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くくり」によること。

(2) 与那国花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ 紋は「花綜紬^{そうこう}」を用いて表わすこと。
- ④ かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くくり」によること。

(3) 与那国カガンヌブーにあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

- ① 先染めのたてうね織とすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」又は「板杼^ひ」を用いること。
- ③ かすり糸の染色法は、「手くくり」によること。

(4) 与那国シダディにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織物とすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ 紋は「花綜紬^{そうこう}」を用いて表わすこと。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸又は芭蕉糸^{ばしやう}とすること。

3 製造される地域

沖縄県 八重山郡与那国町

喜如嘉の芭蕉布	(昭和63年6月9日指定)
----------------	----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織された織物とすること。

- ① たて糸及びよこ糸に使用する糸は、イトバショウより「苧引き^う」し、「手うみ^{ばしやう}」した芭蕉糸とすること。
- ② 織り組織は、平織り又は紋織りとすること。
- ③ 染色をする場合には、先染めによること。

(2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くくり」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、芭蕉糸^{ばしやう}とすること。

3 製造される地域

沖縄県 国頭郡大宜味村

八重山ミンサー	(平成元年4月11日指定)
----------------	----------------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めのたてうね織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投^ひ杼」又は「板^ひ杼」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くくり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、綿糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 石垣市、八重山郡竹富町

八重山上布	(平成元年4月11日指定)
--------------	----------------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投^ひ杼」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くくり」又は「手摺^すり込み」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、苧^{ちよま}麻糸又は「手うみ」の苧^{ちよま}麻糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 石垣市、八重山郡竹富町

知花花織	(平成24年7月25日指定)
-------------	-----------------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みは、「手投^ひ杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「花^{そうこう}綜^{そうこう}紵」又は「縫^ひ取り杼」を用いて表すこと。
 - ④ 「花^{そうこう}綜^{そうこう}紵」を用いた紋は、綜^{そうこう}紵^{そうこう}枠を手で持ち上げフックに掛けて表すこと。
 - (2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は「手くくり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸等とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 沖縄市

南風原花織	(平成29年1月26日指定)
--------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 南風原両面浮花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織り又は平織り及びもじり織りの混合組織織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ 紋は、「花綜^{そうこう}紬^ひ」及び「手投杼^ひ」を用い、平織りの糸を部分的に浮かせて表すこととし、絹^ろは、「絹^ろ綜^{そうこう}紬^ひ」及び「手投杼^ひ」又は「花綜^{そうこう}紬^ひ」を併用し表すこと。
- ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

(2) クワンクワン花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ 紋は、「花綜^{そうこう}紬^ひ」及び「手投杼^ひ」を用い、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表すこと。
- ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

(3) チップガサーにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ 紋は、「竹べら」又は「手指」若しくは、「花綜^{そうこう}紬^ひ」を併用し、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表すこと。
- ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

(4) 南風原斜文織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの斜文織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。
- ③ 紋は、「地綜^{そうこう}紬^ひ」を用いて表すこと。
- ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸又は毛糸(主に羊毛糸)とすること。

3 製造される地域

沖縄県 島尻郡南風原町

三 線	(平成 30 年 11 月 7 日 指 定)
------------	-------------------------------

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 「爪裏」は、「爪裏取り^{ちみうらどうい}」とすること。
- (2) 「棹の野」は、「トゥーイ^{どうい}取り」とすること。この場合において、棹の中央が二里から五里下がるように弓なりに削りだすこと。
- (3) 「チーガ」の皮張りは、「クサビ張り」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

- (1) 棹の木材は、黒檀、イスノキ、モクマオウ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。
- (2) 「チーガ」の木材は、イヌマキ、ソウシジュ、クワ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。
- (3) 「チーガ」の皮は、蛇皮とすること。

3 製造される地域

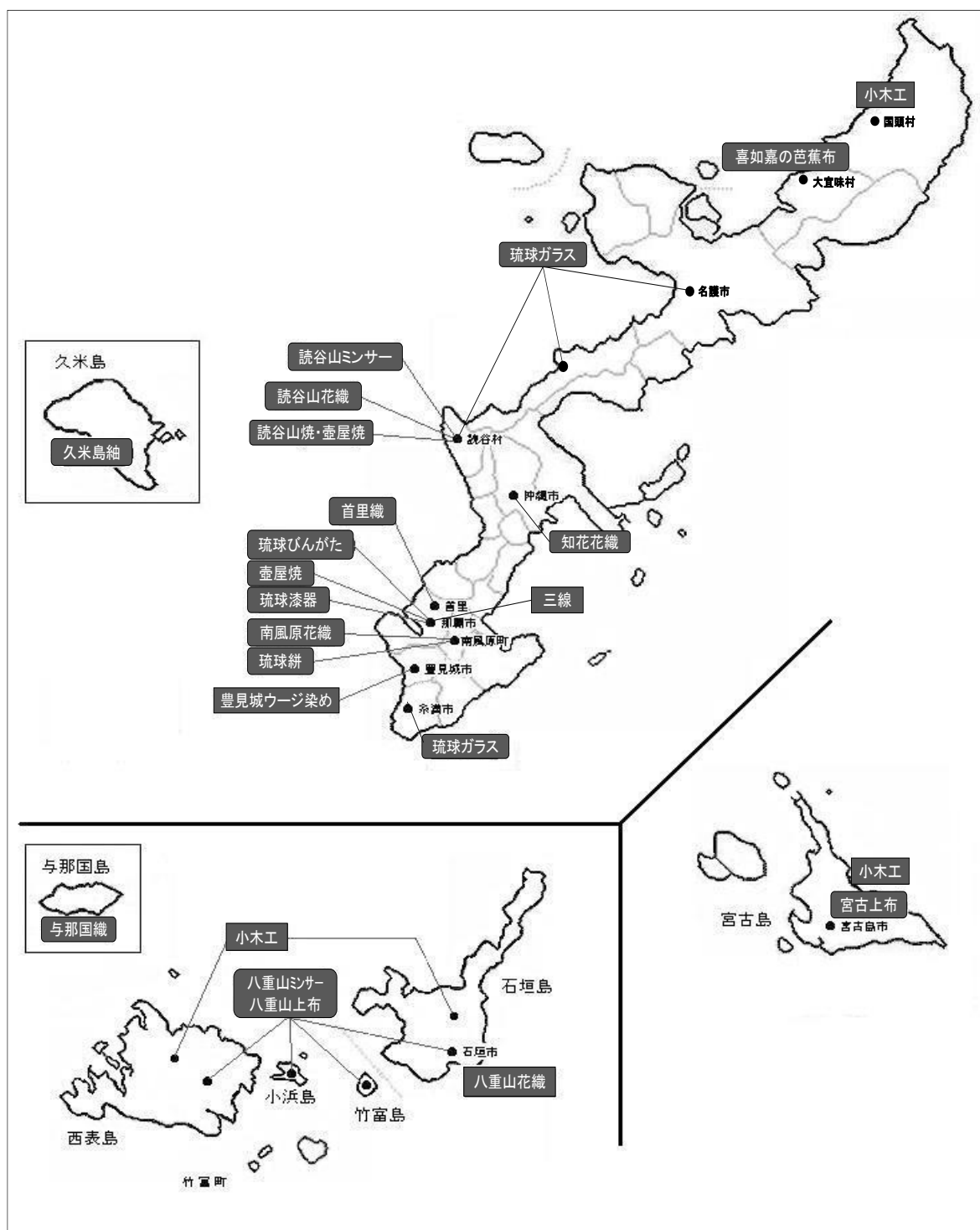
沖縄県 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、
中頭郡読谷村、島尻郡南風原町、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町、
八重山郡竹富町

V 工艺品產地概況

1 沖縄県の伝統工芸品

沖縄県には、各地域の歴史、地理的条件を背景にして生みだされてきた数多くの伝統工芸品がある。これらの工芸品は14世紀から16世紀にかけて、日本、中国、東南アジアの国々の文化や技術・技法を導入しながら、個性豊かな伝統工芸品として今日まで受け継がれている。

○ 沖縄の伝統工芸品分布地図（主な産地）



○国指定「伝統的工芸品」・県指定「伝統工芸製品」一覧

国指定伝統的工芸品		県指定伝統工芸製品		製造されている主な地域
名称	指定日	名称	指定日	
1 久米島紬	S50.2.17	1 久米島紬	S49.6.11	久米島町
2 宮古上布	〃	2 宮古上布	〃	宮古島市、多良間村
3 読谷山花織	S51.6.2	3 読谷山花織	〃	読谷村
4 読谷山ミンサー	〃	4 読谷山ミンサー	〃	
5 壺屋焼	〃	5 壺屋焼	〃	那覇市、恩納村、読谷村
6 琉球絣	S58.4.27	6 琉球絣	〃	那覇市、八重瀬町、南風原町
7 首里織	〃	7 首里絣	H10.6.12	那覇市、西原町、南風原町
		8 首里花織	S49.6.11	
		9 首里道屯織	〃	
		10 首里花倉織	H10.6.12	
		11 首里ミンサー	S49.6.11	
8 琉球びんがた	S59.5.31	12 琉球びんがた	〃	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市
9 琉球漆器	S61.3.12	13 琉球漆器	〃	那覇市、浦添市、糸満市、沖縄市、中城村、豊見城市、南風原町
10 与那国織	S62.4.18	14 与那国花織	H10.6.12	与那国町
		15 与那国ドゥタティ	S49.6.11	
		16 与那国カガンヌプー	H10.6.12	
		17 与那国シダディ	S49.6.11	
11 喜如嘉の芭蕉布	S63.6.9	18 喜如嘉の芭蕉布	〃	大宜味村
12 八重山上布	H1.4.11	19 八重山上布	〃	石垣市、竹富町
13 八重山ミンサー	〃	20 八重山ミンサー	〃	
14 知花花織	H24.7.25	21 知花花織	H22.3.12	沖縄市
15 南風原花織	H29.1.26	22 琉球焼	H10.6.12	那覇市、浦添市、糸満市、宜野湾市、名護市、南城市、北中城村、中城村、読谷村、宮古島市
16 三線	H30.11.7	23 八重山交布	〃	石垣市、竹富町
		24 南風原花織	〃	南風原町
		25 琉球ガラス	〃	糸満市、那覇市、読谷村
		26 三線	H24.11.30	那覇市、うるま市、沖縄市、糸満市
				南城市、名護市、宜野湾市、浦添市、島尻郡、国頭郡、中頭郡

2 国指定(選定)文化財

(1) 重要無形文化財(工芸技術)

ア 各個認定(指定名称:保持者名)

※教育庁文化財課より資料提供(令和7年6月1日現在)

指定名称	保持者	指定年月日	
琉球陶器	金城 次郎	昭和60年4月13日	※1
紅型	玉那覇 有公	平成8年5月10日	
首里の織物	宮平 初子	平成10年6月8日	※3
読谷山花織	與那嶺 貞	平成11年6月21日	※2
芭蕉布	平良 敏子	平成12年6月6日	※4
首里の織物	祝嶺 恭子	令和5年10月18日	
八重山上布	新垣 幸子	令和6年10月9日	

※1 平成16年12月24日物故により指定・認定解除

※2 平成15年1月30日物故により指定・認定解除

※3 令和4年3月8日物故により指定・認定解除

※4 令和4年9月14日物故により指定・認定解除

イ 保持団体認定

()は物故者を表す

指定名称	喜如嘉の芭蕉布
保持団体名	喜如嘉の芭蕉布保存会(会員数10名)
指定年月日	昭和49年4月20日
代表者	平良美恵子
(平良敏子)、(金城マツ)、(大山ナヘ)、(神山静)、(吉浜ウシ)、(平良和)、(山城カマド)、(前田マツ)、(平良俊子)、(吉濱マカ)、(福地クニ)、(吉濱初江)、(山城加代)、(稲福チヨ)、(山城秋子)、(桃原秋子)、(前田キク)、(稲福千代)、(平良テル)、(前田洋子)、(我喜屋清子)、(金城テル)、(高原ツル)、(玉那覇愛子)、(山城良子)、(仲田勝子)、(稲福スミ子)、(赤嶺テツ子)、(平良美恵子)、(辺土名加代子)、(宮城涼子)、(山城雪枝)	

指 定 名 称		宮古上布
保持団体名		宮古上布保持団体(会員数17名)
指定年月日		昭和53年4月26日
代 表 者		新里玲子
技 術	紡糸緯糸	(砂川マツ)、(平良マツカマ)、(砂川カナ)
	紡糸経糸	(平良メガ)、(崎山カニメガ)、(仲間ヤマ)、(根間マサリ)、(大里サダ)
	紡糸	(平良シゲ)、(源河トヨ)、(友利澄子)、(友利光子)、(宮国トヨ)、(源河サダ)
	緋括り	(池間方俊)
	図案・くくり	(下地恵康)、(本村恵祥)、(平良寛正)、(垣花英好)、下地達雄
	染め	(田港トシ)、(下里カナ)、(幸野ヨノシメガ)、平良清子、新里玲子
	織り	(安田玄祥)、(友利玄純)、(下地玄信)、(仲宗根ヨシ)、(下地ハツ)、(砂川チヨ)、多良間稔子、(下地ウメ)、(砂川キク)、(恩河キヨ)、(洲鎌ツル)、(志堅原秋子)、豊見山カツ子、本村三子、(与那覇シゲ)、(奥平ヒサ子)、神里佐千子、砂川美恵子、仲宗根美智子、上原則子、平良洋子、池間ヨシ子、垣花貞子、荷川取ひろみ
	洗濯	(平良純邑)、(砂川玄茂)、(砂川恵得)、(狩俣恵重)、(田場安寿)、砂川猛、奥原義盛
	ぬき(補修)	(砂川恵信)
学識経験者		(砂川玄正)、(平良隆)
理事・講師		島袋朝子

指 定 名 称	久米島紬
保持団体名	久米島紬保持団体(会員数23名)
指定年月日	平成16年9月2日
代 表 者	桃原禎子
(玉城カマト)、(新垣ナベ)、(平良カマド)、(高江洲政)、(與座明子)、(神里節子)、(山川ハツ子)、(山城ハツ)、(伊是名ヨシ)、(桃原美枝)、(平田ヨシ)、 桃原禎子、宮平登美子、幸地綾子、高坂エミ子、宮平トシ子、山城宗太郎、新垣勝秀、 宇江城ヤス子、我那覇ケイ子、平田とき子、山城智子、儀間雪子、平良美智子、 古堅ヨシエ、神里智江、儀間勝枝、佐久田康子、仲地洋子、毛利玲子、仲田正子、 吉元広子、新城節子、伊是名順子	

※平成16年重要無形文化財指定のため、県指定解除

(2) 国選定保存技術

指 定 名 称	保持者・保存団体	指定(認定)年月日	
琉球藍製造	(伊野波 盛正)	昭和52年5月11日認定	※
	琉球藍製造技術保存会(会員数18名*) (代表者: 嵩原安彦)	平成14年7月 8日認定	
苧麻糸手績み	宮古苧麻績み保存会(会員数82名*) (代表者: 友利明美)	平成15年7月10日認定	
手機製作	大城 義政	平成20年9月11日認定	

※平成31年4月3日物故により解除

*賛助会員1名含む

*賛助会員5名含む

3 県指定文化財

*は重要無形文化財保持者認定のため県認定解除

()は物故者を表す

(1) 各個認定(保持者で構成する保持団体名)

ア びん型(沖縄伝統びん型保存会:会員4名)

(城間榮喜)、(知念績弘)、(屋宜元六)、(大城貞成)、城間榮順、(玉那覇道子)、
(藤村玲子)、金城昌太郎、(知念績元)、喜友名盛蔵、西平幸子

イ 本場首里の織物(沖縄伝統本場首里織物保存会:会員4名)

(宮平初子)、(大城志津子)、祝嶺恭子*、多和田淑子、(ルバース吟子)、山口良子、
安座間美佐子

ウ 読谷山花織(読谷山花織保存会:会員2名)

(與那嶺貞*)、島袋 秀、(比嘉恵美子)、池原ケイ子、(比嘉マサ子)

エ 八重山上布(八重山上布保存会:会員5名)

(石垣英富)、(石垣千代)、(与那国清介)、(池城安祐)、(石垣英松)、
(大浜千代)、(宮良ハル)、中村澄子、新垣幸子*、平良蓉子、糸数江美子
松竹喜生子

オ 琉球漆器(琉球漆器保存会:会員4名)

(嘉手納憑勇)、(金城唯喜)、(前田孝允)、後間義雄、前田國男、宮城清、
諸見由則

4 工芸産業の事業所数・従事者数・生産額等

(1) 工芸産業 業種別・年度別生産額及び1人当たりの生産額

生産額													(単位:千円)
品	名	S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
伝 統 工 芸 品	染 織 物	芭蕉布	20,000	46,000	63,000	72,000	60,447	70,651	60,140	68,979	77,021	68,273	63,390
		謫谷山花織・ミンサー	12,000	96,000	84,000	129,000	26,814	26,390	25,589	25,435	25,255	32,383	36,464
		首里織	-	220,000	65,000	63,000	38,521	38,763	39,876	35,146	29,067	26,412	30,551
		琉球絣	666,000	1,243,000	542,000	441,000	152,016	165,370	171,989	146,836	144,668	162,279	170,829
		久米島紬	220,650	675,000	371,000	149,000	73,147	74,831	66,124	46,292	44,293	44,662	41,195
		宮古上布	119,000	88,000	59,000	18,000	24,400	52,686	50,156	42,656	26,886	32,706	11,440
		八重山上布・ミンサー	21,000	312,000	243,000	578,000	720,551	757,380	687,385	844,174	477,853	310,573	370,784
		竹富織物	-	17,000	17,000	19,000	6,126	6,069	7,071	6,379	6,659	9,361	11,490
		与那国織	1,000	70,000	22,000	28,000	24,777	19,209	21,532	27,701	18,919	18,454	18,356
		知花花織	-	-	-	-	26,643	20,384	18,597	12,114	9,383	11,231	11,860
		小計	1,059,650	2,767,000	1,466,000	1,497,000	1,153,442	1,231,733	1,148,459	1,255,712	860,004	716,334	775,321
	染物	びんがた	44,267	555,000	384,000	384,000	245,807	268,396	245,984	226,331	104,918	124,588	200,106
		小計	1,103,917	3,322,000	1,850,000	1,881,000	1,399,249	1,500,129	1,394,443	1,482,043	964,922	840,922	975,427
	合計		1,362,275	5,755,000	4,341,000	4,018,000	3,511,215	3,520,936	3,410,864	3,326,610	2,227,300	2,159,277	2,662,312
そ の 他	ウージ染め、その他染織物		-	-	-	50,000	78,413	93,183	82,615	71,928	40,948	42,280	39,406
	小木工		-	-	-	334,000	425,168	404,794	400,718	262,442	234,591	173,052	222,425
	小計		-	-	-	384,000	503,581	497,977	483,333	334,370	275,539	215,332	261,831
	総合計		1,362,275	5,755,000	4,341,000	4,402,000	4,014,796	4,018,913	3,894,197	3,660,980	2,502,839	2,374,609	2,924,143

1人当たりの生産額(生産額/従事者数)													(単位:千円)
品	名	S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
伝 統 工 芸 品	染 織 物	芭蕉布	400	317	1,212	1,469	2,084	2,617	2,227	2,555	2,656	2,626	2,435
		謫谷山花織・ミンサー	240	611	343	759	372	367	351	348	361	463	399
		首里織	-	2,000	915	1,033	727	615	604	689	484	550	710
		琉球絣	1,665	2,125	1,604	2,172	938	967	1,024	906	871	990	1,042
		久米島紬	469	1,101	1,478	569	754	756	703	472	466	465	420
		宮古上布	245	270	615	375	581	1,145	1,166	1,293	1,222	1,258	545
		八重山上布・ミンサー	183	798	2,455	3,753	3,448	3,624	3,777	5,554	3,229	2,142	2,648
		竹富織物	-	114	140	170	383	357	354	319	162	213	287
		与那国織	50	1,167	423	1,037	826	711	742	1,319	485	513	540
		知花花織	-	-	-	-	522	351	315	209	156	173	180
		小計	666	1,091	1,106	1,378	1,516	1,561	1,509	1,807	1,178	995	1,053
	染物	びんがた	426	2,803	2,272	3,523	2,255	2,485	2,703	2,515	1,614	1,501	2,274
		小計	651	1,215	1,238	1,574	1,608	1,672	1,637	1,888	1,214	1,047	1,184
	合計		687	1,669	2,029	1,986	2,114	2,163	2,079	2,132	1,542	1,619	1,981
そ の 他	ウージ染め、その他染織物		-	-	-	820	933	941	1,233	1,470	871	846	804
	小木工		-	-	-	4,841	6,346	6,325	6,463	4,772	3,170	3,605	4,119
	小計		-	-	-	2,954	3,335	3,055	3,747	3,068	2,277	2,197	2,542
	総合計		687	1,669	2,029	2,045	2,216	2,244	2,200	2,194	1,599	1,658	2,021

(2) 工芸産業 業種別・年度別従事者数及び事業所数
従事者数

(単位:人)

品名		S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
伝統工芸品	染織物	芭蕉布	50	145	52	49	29	27	27	27	29	26	28
		読谷山花織・ミンサー	50	157	245	170	72	72	73	73	70	70	102
		首里織	—	110	71	61	53	63	66	51	60	48	43
		琉球絣	400	585	338	203	162	171	168	162	166	164	164
		久米島紬	470	613	251	262	97	99	94	98	95	96	98
		宮古上布	486	326	96	48	42	46	43	33	22	26	21
		八重山上布・ミンサー	115	391	99	154	209	209	182	152	148	145	140
		竹富織物	—	149	121	112	16	17	20	20	41	44	40
		与那国織	20	60	52	27	30	27	29	21	39	36	34
		知花花織	—	—	—	—	51	58	59	58	60	65	66
	小計	1,591	2,536	1,325	1,086	761	789	761	695	730	720	736	
	染物	びんがた	104	198	169	109	109	108	91	90	65	83	88
		小計	1,695	2,734	1,494	1,195	870	897	852	785	795	803	824
	漆器		223	187	142	119	51	42	41	38	13	10	12
	陶器		66	392	363	486	408	385	409	419	408	353	358
	琉球ガラス		—	136	140	223	283	265	295	279	194	145	132
	三線		—	—	—	—	49	39	44	39	34	23	18
	合計		1,984	3,449	2,139	2,023	1,661	1,628	1,641	1,560	1,444	1,334	1,344
その他	ウーヅ染め、その他染織物		—	—	—	61	84	99	67	54	47	50	
	小木工		—	—	—	69	67	64	62	55	74	48	
	小計		—	—	—	130	151	163	129	109	121	98	
総合計		1,984	3,449	2,139	2,153	1,812	1,791	1,770	1,669	1,565	1,432	1,447	

(備考) 宮古上布・与那国織の50年度は手績者を含んだ従事者である。

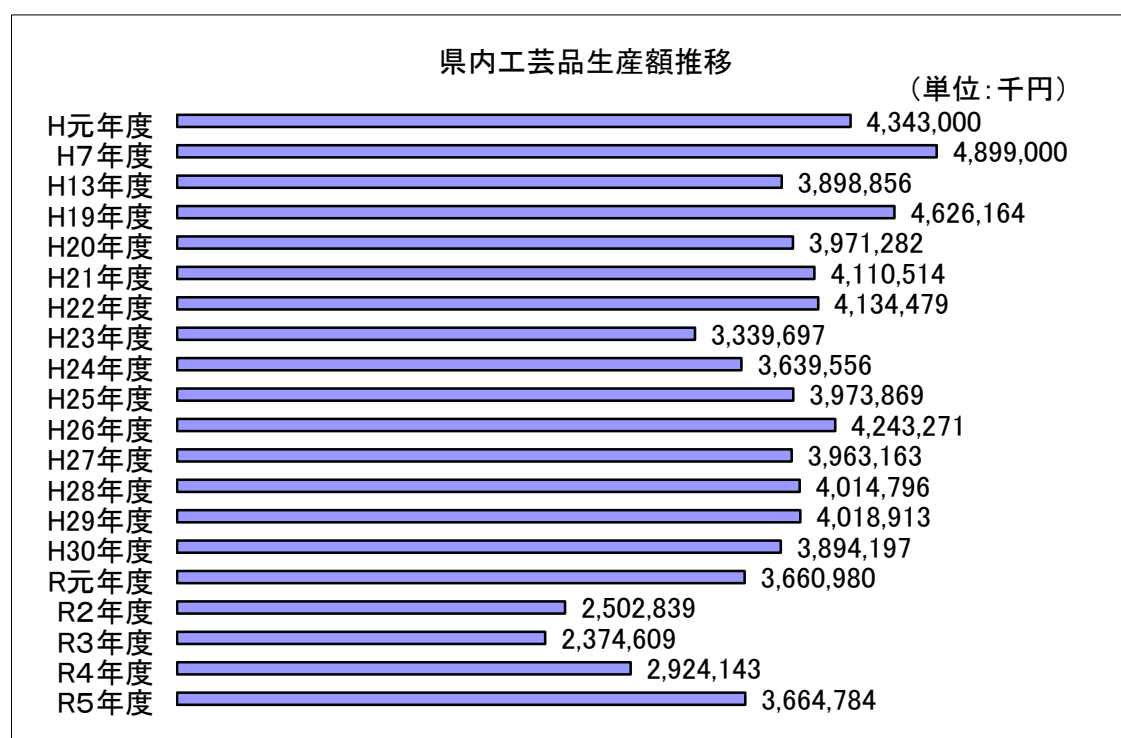
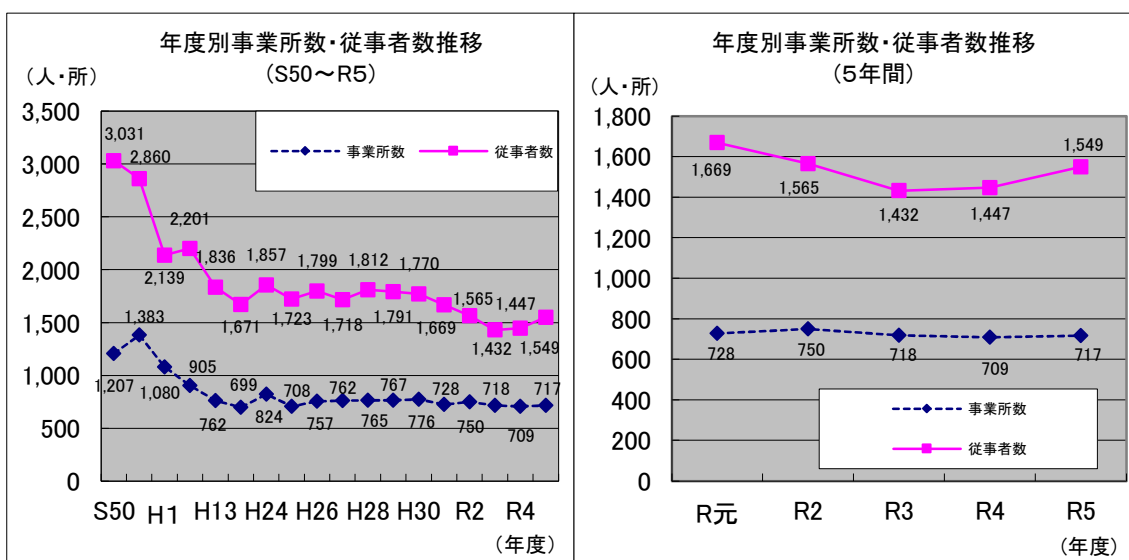
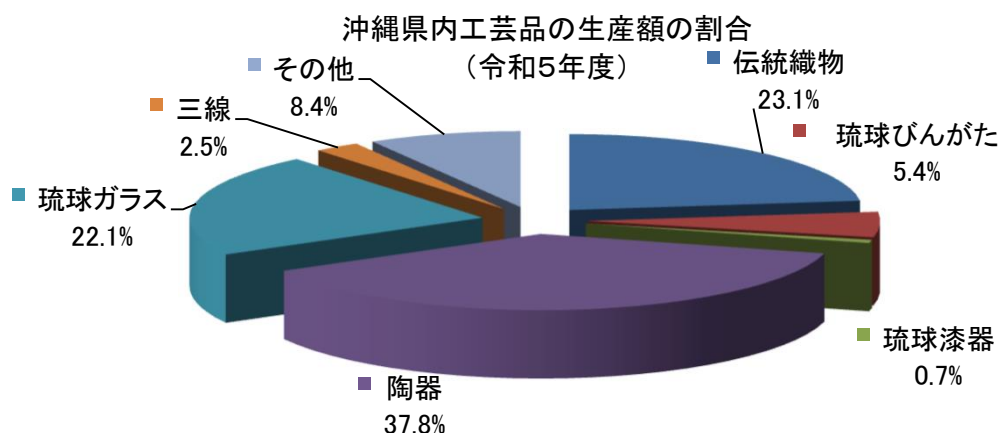
事業所数

(単位:所)

品名		S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
伝統工芸品	染織物	芭蕉布	31	33	34	24	15	14	14	16	16	14	14	16
		読谷山花織・ミンサー	80	143	245	170	72	72	73	73	70	70	102	101
		首里織	34	57	43	25	43	54	56	42	52	41	37	38
		琉球絣	152	133	94	67	48	50	48	46	46	43	45	45
		久米島紬	297	413	215	262	94	96	91	95	92	93	95	92
		宮古上布	150	95	85	44	21	23	26	15	11	21	17	17
		八重山上布・ミンサー	214	179	46	86	91	92	85	75	74	73	65	75
		竹富織物	-	149	121	112	14	15	18	18	39	39	34	32
		与那国織	50	55	45	25	27	24	26	19	37	36	34	28
		知花花織	-	-	-	-	47	52	59	58	60	65	66	67
		小計	1,008	1,257	928	815	472	492	496	457	497	495	509	511
	染物	びんがた	62	41	42	25	34	31	32	30	28	31	29	30
		小計	1,070	1,298	970	840	506	523	528	487	525	526	538	541
	漆器		27	21	9	10	8	10	11	9	9	6	7	6
	陶器		110	93	96	123	142	133	136	142	127	108	95	101
	琉球ガラス		-	8	5	11	18	18	20	18	15	9	10	11
	三線		-	-	-	-	29	25	25	24	21	17	15	15
	合計		1,207	1,420	1,080	984	703	709	720	680	697	666	665	674
その他	ウーヅ染め、その他染織物		-	-	-	4	42	38	35	25	32	34	28	29
	小木工		-	-	-	28	20	20	21	23	21	18	16	14
	小計		-	-	-	32	62	58	56	48	53	52	44	43
総合計		1,207	1,420	1,080	1,016	765	767	776	728	750	718	709	717	

(備考) 事業所については昭和49年から統計を採り始めた。

沖縄県内工芸品生産額割合、従事者数・事業所数、生産額推移グラフ



5 工芸品の沿革・製品特性・現状・課題と対策

(1) 伝統工芸品

陶 器

① 沿 革

沖縄の焼物の歴史に関して、有史以前より各地で焼かれていた素朴な土器類を除くと、城跡等から出土する高麗瓦や大天瓦などが現在確認される最も古い遺物となっている。14～15世紀頃の輸入陶磁器時代を経て、尚永王(1573～1588 年在位)時代に瓦奉行所が設置されるに及び陶器の生産が本格化する本格的陶器時代に入った。

各々の成立年代には不明な点も多いものの、読谷の喜名焼をはじめ各地に窯場が形成された。とりわけ 1682 年には、王府によって、知花窯、湧田窯等地方にあった窯場と首里の宝口窯が現在の壺屋に統合され、同地を中心に陶業の振興が図られた。以来、壺屋焼は沖縄を代表する焼物として約 300 年余伝統の火を燃やし続けている。

沖縄の焼物は、明治末頃になると、不景気や他県産の安価な磁器類の流入により、それまでの日用生活品としての地位を大きく脅かされた。これを受けて官民により生産設備の改善等業界振興のための努力が図られる中、沖縄戦を経て今日に到っている。

② 製品の特性

沖縄の焼物は、日本本土や朝鮮、中国、東南アジアなど様々な地域からの影響を受け、多様な技法を有している。今日では沖縄の風土と環境にマッチした独特のデザイン、呼称(抱瓶(だちびん)、嘉瓶(ゆしびん)、カラカラ等)と暖かみのある風合いが親しまれている。本県の陶器は、荒焼と上焼とに大別される。荒焼は、南蛮焼とも呼ばれ、無釉又はマンガン釉をかけた製品で、酒かめ、味噌かめ等ダイナミックで大きなものが多い。上焼は釉薬を施した製品で、食器、酒器等比較的小さなものが多く、今日の陶器の主流をなしている。

③ 業界の現状

戦後いち早く、壺屋町で復興の産声をあげた陶器業界では、昭和 50 年度に壺屋陶器事業協同組合を設立、昭和 51 年度には組合会館の建設、次いで伝統的工芸品「壺屋焼」として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。また、昭和 56 年度には、製土工場が建設され製土作業の省力化及びコストダウンが図られ生産性の向上が図られている。

また、本土復帰の頃を境に、読谷において事業者の集積が進み、現在では壺屋と並んで一大中心地を形成するまでに到っている。また、環境問題等により、壺屋で登り窯の使用が困難になり、うるま市や大宜味村などに窯場を移転する工房が増えている。

本県の陶器生産額は、昭和 50 年代後半の約 12 億円から、令和 3 年にかけて約 9 億円程度まで減少していたところ、令和 4 年度に再び 12 億円台へと回復し、令和 5 年度には 13 億 8 千万円と増加傾向にある。

1 人当たりの年間生産額は約 350 万円となっている。生活様式の変化や観光産業の進展により、嗜好品や観光土産品としての性格がより強くなってきている。

従事者数は令和 5 年で 400 人程度であり、本土から移住し新たに工房を構える事業者が多いのも近年の特徴である。

④ 課題と対策

壺屋陶器事業協同組合では、製土工場を設立し、陶土の製造販売事業や製品開発による需要開拓、販路拡大事業を実施してきたが、環境問題等で原材料(陶土原料)の確保が困難であり、公設試験研究機関や関係団体等との連携による杯土の配合、品質向上等の技術開発や品質管理体制の構築が必要である。

また、若年従事者の減少、生産者の高齢化に伴い、従事者確保も課題となっており、後継者育成事業を実施し、人材の安定確保に努めていく必要がある。

需要開拓、販路拡大においては、現代ニーズにマッチした商品開発が重要であり、デザイン講習会等の実施による技術の向上を図る取り組みが求められている。ブランド形成(地域団体商標登録、組合独自の商標貼付等)による類似品との差別化を図り、壺屋焼の認知度向上を図ることも必要である。

壺屋焼以外の焼物については、一時期、琉球焼事業協同組合が設立され、活動が行われていた。現在では組合は解散し、事業者個人あるいは小規模グループ単位での製造販売活動となっており、その活動地域も県内全域にまたがるため、全事業者一体となつての取り組みを行うことは難しい状況である。

漆 器

① 沿 革

起源は定かではないが、製作時代が15世紀と見られる沈金の丸櫃が久米島に現存している。また、琉球王国の公文書等が収録されている「歴代宝案」(1679年編集)には、明、朝鮮、シャム、日本等に漆工芸品を輸出していたとの記録が残されている。その後、島津氏の侵攻(1609年)以降、漆器は、将軍家等への献上品とされるようになり、琉球王府に置かれた貝摺奉行所を中心に生産が行われた。廃藩置県後は民営に移行し、昭和16年には、台湾進出も企画された。今次大戦で壊滅的な打撃を受けたが、戦後間もなく再興された。

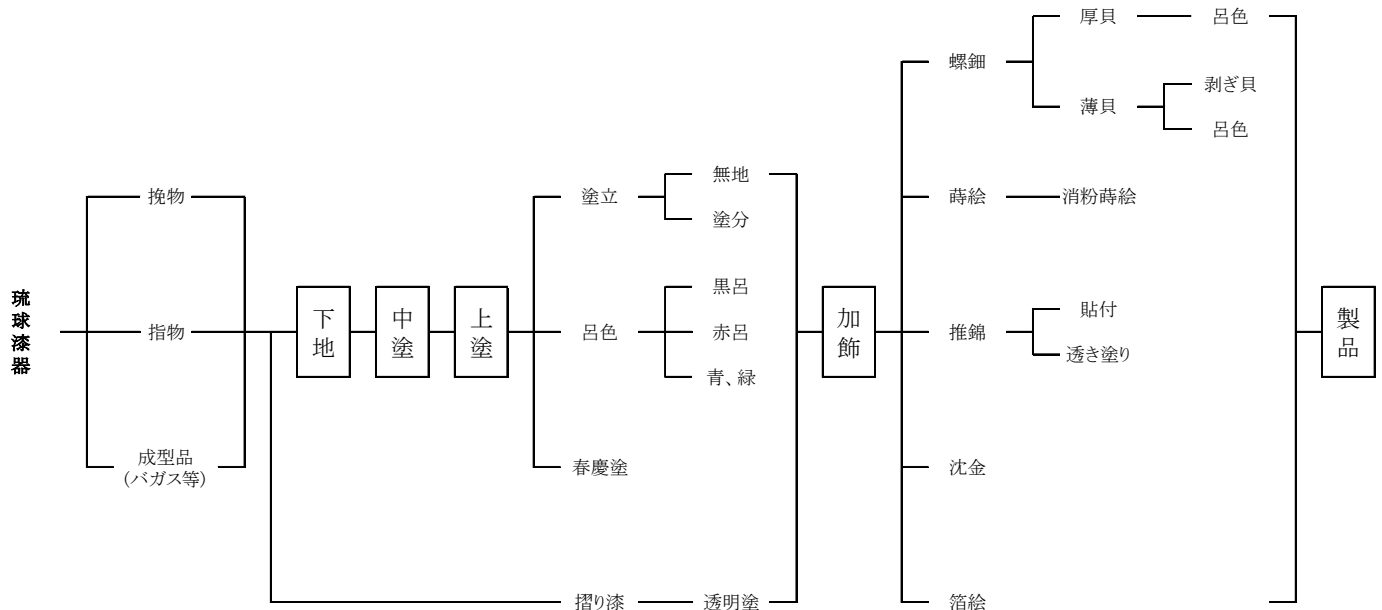
その頃は、米軍族の嗜好品やお土産品として盛んに製造され、生地をバガス成形にて製作する手法を取り入れ、量産化が進められた。

② 製品の特性

デイゴ、エゴノキ(シタマキ)、センダン、ガジュマル等の自然木を木地とし、天然漆によって仕上げられる朱塗の鮮明さ、華麗さは他の追随を許さず、黒塗りと朱塗りととのコントラストの大胆さ、斬新さは明るく暖かい南国沖縄の風土そのものである。

原材料のデイゴは、割れが生じにくい木質で軽量であることが漆器素材として最適であることと併せて、気温、湿度等が漆器塗りに最適な環境であることにより、時には荘重な、時には華麗でやさしい製品を生み出す堆錦をはじめ、多様な加飾技法もまた沖縄の漆器のもつ特色のひとつである。

琉球漆器の技法等を大別すると次のように分類される。



③ 業界の現状

戦後、駐留軍向けの土産品作りから再出発した業界は、幾多の障害と戦いながら、沖縄の漆器の伝統を守り続けている。昭和 13 年に、主要企業が中心となり、「琉球漆器工業組合」が設立され、さらに、産地振興や地域経済発展に寄与することを目的として、昭和 52 年 6 月に「琉球漆器事業協同組合」と発展・改称された。

昭和 55 年度に、原材料の貯木施設が建設されたのをはじめ沈金の技術研修事業が行われるなど、業界の振興が図られている。なお、琉球漆器は伝産法に基づいて通商産業大臣から昭和 61 年 3 月 12 日付で「伝統的工芸品」の指定を受け、産地振興計画のもとで需要開拓や新商品開発、後継者育成事業などを実施し、組合員の経済活動などによる地位向上を図ってきた。

生産額は、平成元年から平成 5 年頃にかけて 6 億円台で推移していたが、令和 5 年は約 2 千 5 百万円となっている。1 人当たりの年間生産額は約 160 万円となっている。

従事者数は、平成 11 年頃までは 100 人を超えていたが、令和 5 年は 16 人と、大幅に減少している。

④ 課題と対策

○ 汎用化の推進

駐留軍向けの土産品作りとしては、原材料にバガスを使用することで省力化を図り、量産に向けた取り組みをしていたが、売上が低迷している要因として、価格が高い、日用品ではなく作品としての飾物のイメージが強いことで、消費者離れが起きていると思われる。従って、景気の変動に左右されやすいことや、飾り盆や置物としての製品では生活者ニーズにも対応していないことが想定される。近年、汁椀や箸など直接口に触れる漆器については、保温性や口当たりの良さから再評価されているため、そういった定番的なニーズにも迅速かつ確かな技術で応えていく必要がある。

漆器は、洗浄や保管等取り扱いに注意を要する。これまで、沖縄県工芸振興センターにおいて、自動食器洗浄機に耐えうる高耐久かつ安価な琉球漆器の研究、開発が進められてきた成果として、学校給食用食器への応用による実証が進められており、汎用的な需要開拓が期待されているところである。

また、各店舗におけるディスプレイ等について消費意欲を刺激するような工夫と専門家による指導助言も必要である。

○ 原材料の確保

木地は、デイゴ、エゴノキ等県産木材やバガスが原材料となっている。その調達には、公共工事による伐採材や森林事業による伐採材等の活用となっており、中長期的な安定確保のための仕組みとして、林業サイドとの連携による植林、伐採材の効果的な活用のあり方を整える必要がある。

また、戦後、土産品等の原料として使用されたバカス素地は、製糖工場からの入手難や加工コストの増などにより、現在は使用されなくなっている。

そのため、県産材の入手難から、代替材を県外から移入し、県内木工関連業者を活用した素地作りへの対応を検討する必要がある。

琉球びんがた

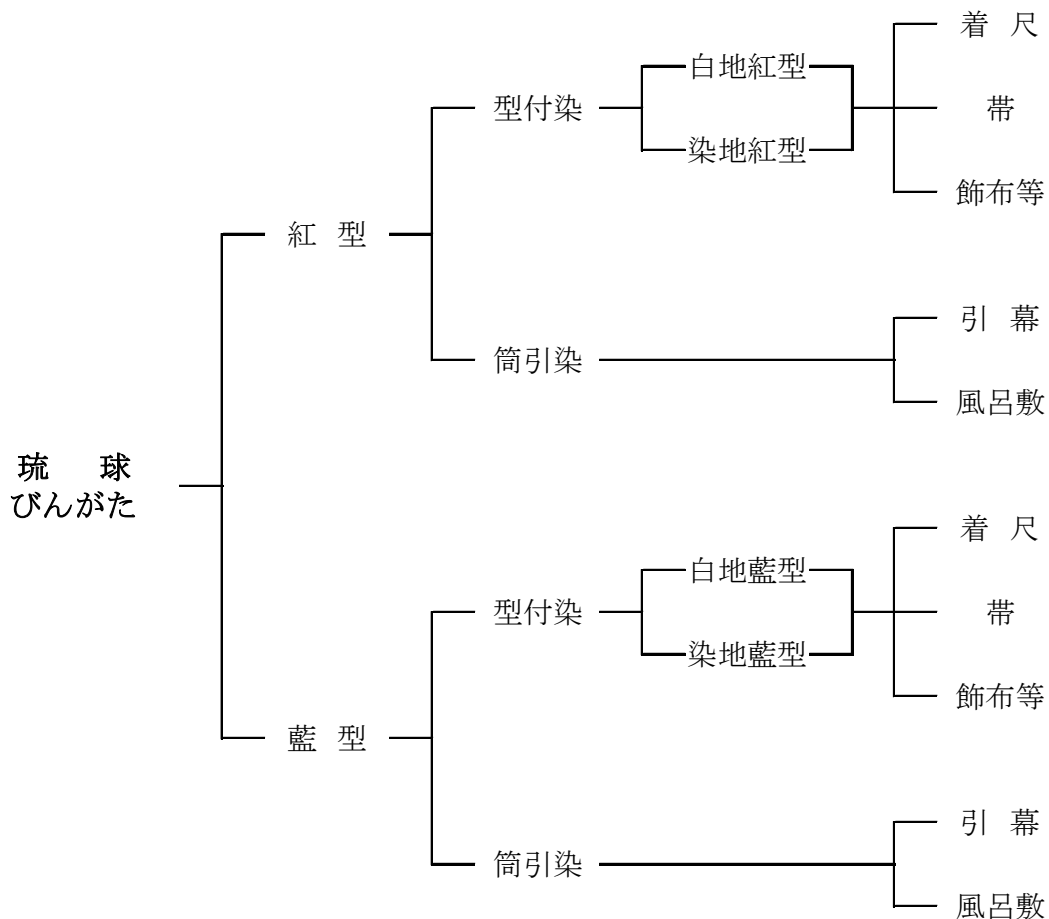
① 沿革

起源は定かではないが 15 世紀以前に、中国、日本を含む諸地域から紹介・移入された多様な染色品の技法を吸収し、沖縄において考案され、誕生したと考えられる。王府御用の染色品として手厚い保護の下、城間家、知念家、澤岨家が携わり盛んに作られたが、明治 12 年に廃藩置県により、政策的援助を絶たれてからは衰退の一途をたどった。その後復興のきざしがみられたが、今次大戦によって中断され、戦後は、紅型宗家の資料や県外にある資料などをもとに復興が行われ、県内外市場の開拓等もあって活況を呈するまでになった。

② 製品の特性

製作技法は、型付け(型紙を用いる技法)と筒引き(糊袋の筒先より糊を押し出し、フリーハンドで模様を描く)とに分けられ、色によって紅型(赤、黄、茶などで彩色した色染模様)と藍型(藍の濃淡で表現した藍染模様)とに分かれる。繊維素材として木綿布、絹布、芭蕉布等を用いており、王朝文化の精華とも讃えられる染色品であって、友禅、江戸小紋と並ぶ日本の代表的な伝統染色物である。

なお、琉球びんがたを分類、図示すれば次のとおりである。



③ 業界の現状

今次大戦で生産基盤を根底から破壊された琉球びんがたは、王朝時代の紅型宗家を中心に、関係者の努力によって復興への道を歩みはじめた。

昭和 25 年度には、「紅型保存会」が結成され、「紅型振興会」へと発展した。さらに昭和 48 年度に、県の無形文化財の指定を受け、「沖縄伝統びんがた保存会」のもとで、技法・技術の継承が図られた。昭和 51 年度には、「琉球びんがた事業協同組合」が設立された。昭和 59 年度には、伝産法に基づく伝統的工芸品「琉球びんがた」の指定を受け、振興計画に基づいて事業が実施されている。

また、平成 18 年度には、地域ブランド「琉球びんがた」の商標登録を受けた。近年は、和装用品の売上げが伸びず、他工芸産地や異業種とのコラボによる商品開発による二次加工品への転換やターゲットを絞った商品開発に取り組んでいる。

生産額は、昭和 55 年から昭和 61 年頃まで5億5千万円超で推移したあと、1億5千万円まで落ち込み、平成 19 年には4億円近くまで回復した。しかし、平成 20 年より減少に転じ令和 5 年は2億円程度となっている。1人当たりの年間生産額は、約 260 万円となっている。

従事者数は、平成 29 年から減少傾向にあり、令和5年は 76 人となっている。

④ 課題と対策

○ 組合組織体制及び機能の強化

後継者育成修了者の受入体制の充実や事業者間の交流のための拠点施設(共同作業場等)がなく、事業者間交流が持てないことが課題となっている。

紅型事業所は、零細かつ脆弱な経営基盤であることから、共同作業所等を整備し、組合の求心力を強め、更に組合加入率を上げ結束を図り、事務局体制の充実強化と新製品開発、技術向上講習会の実施等による販売事業を中心とした積極的な事業の展開が必要である。

○ 拠点施設の設置

琉球びんがたは、琉球王朝との関わりが深く、生業として首里に集中し、今日に引き継がれている。

令和4年に首里城周辺に首里織、琉球びんがたの拠点施設である首里染織館 suikara がグランドオープンしたことにより、首里地域の活性化が図られ、工芸と観光産業の相乗効果が期待できる。

○ 技術技法の継承及び向上

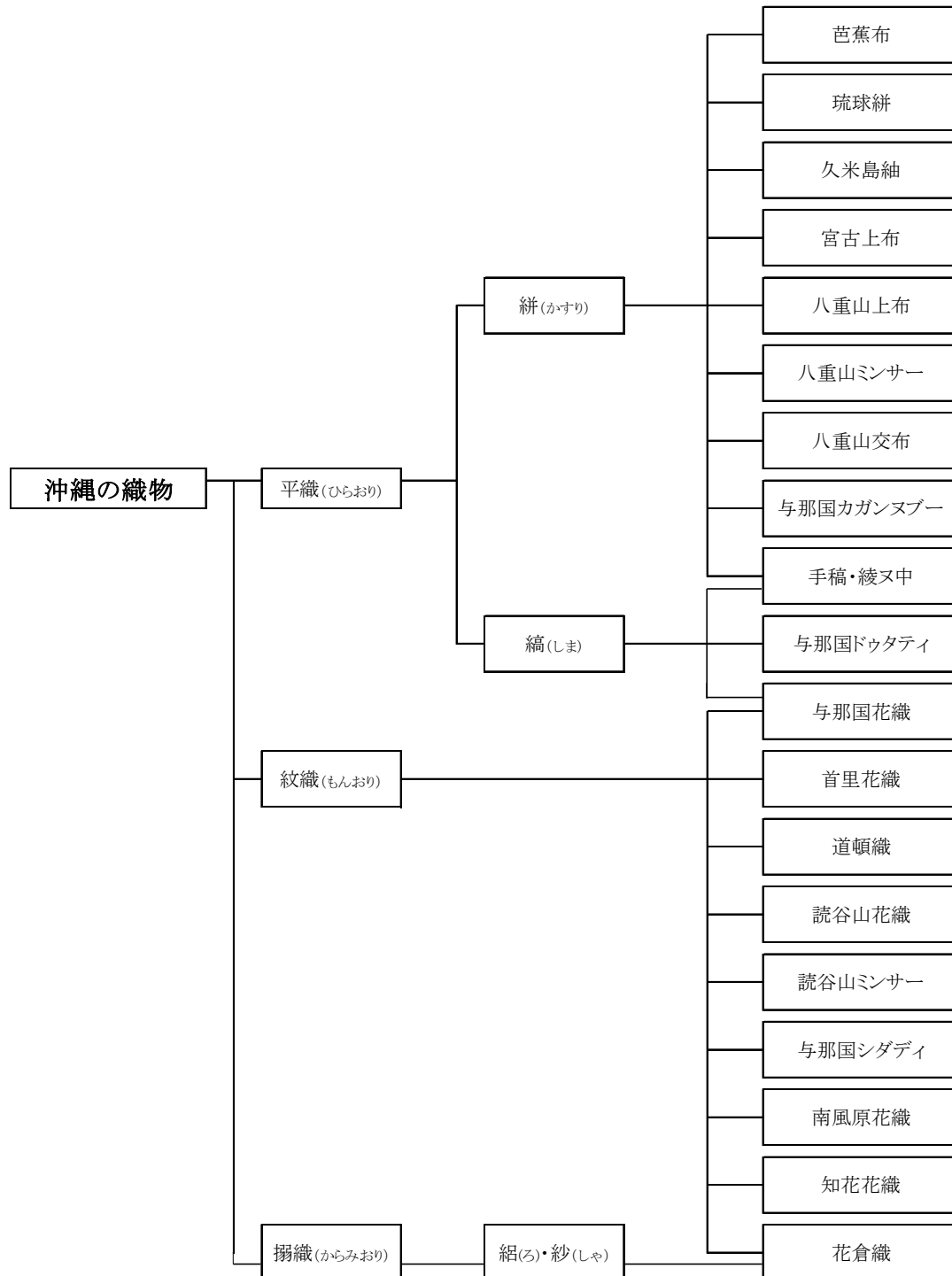
後継者育成事業終了後、技術力向上に向けた技術講習会や紅型検査制度等を活用し、技術力や品質の向上に努める必要がある。

織 物

沖縄の織物は、南方諸国や中国から多様な技術・技法を吸収・消化して、各島各地域毎に特色を有し、技術的にも高められた織物が生産されている。

沖縄独自の織物に作り上げられ現在に至っている。

現在織られている織物を大別すると、次のように分類される。



芭蕉布

① 沿革

芭蕉布は、糸芭蕉の原皮から繊維をとって織り上げる、沖縄独特の織物である。糸は、軽く、さらりとした風合いを持ち、肌にべとつかないため、南国の風土に最適で、年間を通して一般庶民に愛用されていた。同様に、王朝時代には王族・士族の官服として欠かせないものであった。

芭蕉布の正確な起源は不明であるが、古文書等の記述によると、12～13世紀頃より製織され、遅くとも、16世紀には現在の糸作りとはほぼ同様な技術が存在していたものと考えられる。琉球王府は、1648年に芭蕉当職を設け、芭蕉布生産の振興を図っており、16～17世紀には中国・朝鮮への献上品や島津氏への献納布として用いられた記録が多数残されている。

芭蕉布は、第二次大戦までは沖縄各地で織られていた。現在常時生産しているのは、沖縄県北部の西海岸に位置する大宜味村喜如嘉のみとなっている。喜如嘉の芭蕉布は、種類の豊富なさわやかな柄柄をあしらった、風情のある柔らかな布あじで知られ、糸作り工程をはじめ、全ての工程を手作業で行う伝統を守り続けている。

② 製品の特性

糸芭蕉の繊維を績み、糸に織り上げた布地で、肌にべとつかず、軽くてさらりとした風合いは、夏物着尺として最適のものと珍重されている。一反を織り上げるのに約200本の芭蕉の繊維と2ヶ月の期間を要する。昭和47年に県の無形文化財の指定を受け、同49年には、「喜如嘉の芭蕉布」として国の重要無形文化財の指定を受け、「喜如嘉の芭蕉布保存会」が発足している。

③ 業界の現状

芭蕉布の戦後の復興は、昭和21年頃に始まった。産地は、大宜味村喜如嘉が中心でその他に、今帰仁村などで僅かに生産されているだけである。昭和30年に「喜如嘉芭蕉布工業組合」を設立、昭和31年から芭蕉布養成講座を開設して、本格的な芭蕉布の共同作業が開始し、生産活動がはじまりました。昭和58年に「喜如嘉芭蕉布事業協同組合」を発足し、昭和60年度には、生産の拠点として大宜味村立芭蕉布会館が建設された。

「喜如嘉の芭蕉布」は、伝産法に基づいて、通商産業大臣から昭和63年6月9日付で伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

生産額は、近年は概ね6～7千万円前後で推移し、令和5年は約6千万円となっている。従事者数は、これまで、30人台程度で推移し、高齢化が進んでいる。

④ 課題と対策

○ 高齢化

従事者の高齢化が顕著であり、若手後継者の育成・確保が産地継続の基本的要件である。若手従事者の確保、定着を促すため研修及び就業環境の整備に努める必要がある。

○ 芭蕉手績糸の確保

芭蕉布は、全国的知名度も高く需要も伸びが期待できるが、原材料糸の確保が十分でなく需要に応じきれていない。要因は、糸績手の高齢化による供給体制の不安定化や糸芭蕉栽培管理等があげられる。糸の確保には、栽培管理や糸績み・採織工程の分業化や省力の検討も含め、生産性向上及び品種改良等の研究機関による研究が必要である。

良質な芭蕉糸績み技術者の確保が課題であり、その育成及び継承が必要である。

読谷山花織・読谷山ミンサー

① 沿革

読谷山花織・読谷山ミンサーは、15 世紀初期、南方貿易の根拠地として栄えた読谷村長浜部落に東南アジアから伝来したといわれ、読谷山按司護佐丸が家内工業化し、後に琉球王府の御用布として手厚い保護のもとで継続されてきた。明治の中頃には、衰退した。

昭和 36 年頃から再興の気運が高まり、「読谷山花織愛好会」から「読谷山花織事業協同組合」へ発展し、後継者育成等の振興事業が実施されている。

② 製品の特性

花織は、紋織の一種で、幾何学模様を色糸で浮かせ、その中に緋模様をあしらった着尺・帯・手巾などがあり、そのほか飾布、花瓶敷等としても用いられている。

原材料は、使用糸が木綿又は絹糸が用いられ、染料は天然染料の藍、福木、テカチ(車輪梅)、グール(サルトリイバラ)等を主に用いている。

読谷山ミンサーは、ティバナ(縫取り織の一種)で紋綜統がなく、紋糸を手ですくい織り込む手法である。木綿を原材料とする細帯でタテ畦織の一種である。

③ 業界の現状

昭和 48 年から本格的な生産活動が始まった。昭和 50 年に県無形文化財の指定、続いて「読谷山花織事業協同組合」を設立、昭和 51 年には、伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。また、昭和 56 年には、読谷山花織、ヤチムン(陶器)の振興を図るため「読谷村伝統工芸総合センター」が建設され、読谷山花織生産拠点として活用されている。

また、平成 21 年 7 月には地域ブランド「読谷山花織」の商標登録を受けた。

近年、読谷山花織・読谷山ミンサーの従事者数は 70 人程度で推移していたが、令和 5 年は 101 人となっている。1 人当たりの生産額は令和 5 年で 40 万円程度であり、産地全体の生産額は約 4 千万円となっている。主な従事者が家庭の主婦層であることから、従事者の専門化に向けた取組を行い、生産額の向上を図る必要がある。

④ 課題と対策生産性の向上

○ 生産性の向上

読谷山花織は昭和 40 年代の復興以降、順調に生産規模を拡大し続けたが、平成 18 年度は全国的な和装市場の縮小に伴い、当該産地も減少に転じた。それに伴い、従事者の休職や、高齢化が進んでいることが要因で従事者の減少がみられる。

そのため、組合員間の競争意識の導入や工程の効率化等の取り組みを行うことで、従事者の確保や生産性の改善及び技術力向上を図る必要がある。

○ 若年者の育成・確保

従事者の年齢構成が 40 代の女性が主で、30 歳未満の従事者の占める割合が極端に少なく、今後の産地形成の不安材料となっている。若者が従事できる就業環境の整備が必要である。

○ 生活者ニーズの把握

各産地の共通の課題であるが、当組合においては生活者ニーズへの取組が特に弱く、そのことからくる商品開発が十分とは言えない。生活者ニーズの把握に努め、そのことを踏まえた商品開発を推進することで需要の拡大を図る必要がある。

首 里 織

① 沿 革

1429 年尚巴志の三山統一以来明治に至るまで、琉球王朝の首都として栄えた首里では、染織の面でも中国等、海外諸地域の技法を吸収、消化して絣・花織・道屯織・花倉織等首里独特の織物文化を築きあげた。特に首里王府への御用布の図案を集成した「御絵図帳」にみられる絣の数々は、沖縄伝統織物の基本である。今次大戦によって壊滅的打撃を受けたが、戦後再興された。

② 製品の特性

首里の織物は、芭蕉糸、絹糸、木綿糸等の沖縄で用いられている繊維素材と福木、車輪梅、楊梅、琉球藍等の植物染料と化学染料で生産されている。王朝風の洗練されたデザインと手織りのかもしだす暖かい肌ざわり、着心地で珍重されている。かつて、沖縄織物の総本山として栄えた首里の歴史の重みと華やかさの織り込まれた首里の織物は、絣織物(手縞、アヤヌナーカー等)、花織、道屯織、花倉織などその種類の豊富さも特色の一つとなっている。

③ 業界の現状

戦後は後継者の確保難等から衰退の一途をたどり、継承が心配された時期もあったが、関係者の努力と熱意によって伝統は受け継がれ、年々盛んになりつつある。昭和 49 年に「本場首里の織物」として県無形文化財の指定を受け、昭和 51 年には「那覇伝統織物事業協同組合」も設立された。また、昭和 58 年には、首里絣、首里花織、道屯織、花倉織及び首里ミンサーを総括して「首里織」が、伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。昭和 59 年には、振興計画に基づき、「首里織共同作業場」が建設された。

平成 18 年度には地域ブランド「首里織」の商標登録を受けた。

首里織の生産額は、昭和 57 年頃2億円に達した後、増減を繰り返し、令和5年は3千万円となった。一人当たりの年間生産額は約 81 万円となっている。従事者数は、平成 21 年度より 80 人前後で推移していたが、令和5年は 42 人と減少傾向である。

④ 課題と対策

○ 組合組織体制の強化

若々しい色調の着尺や帯を中心に、タペストリーやショール等の小物類の製品開発が活発である。琉球王府時以来の地域ブランド性もあり、潜在的需要が見込まれるが、製造事業者ごとの個別取引も多く、産地全体についての市場の認知度は未だ十分ではない。当該組合としての共同事業を強化し販路開拓を推進する必要がある。

○ 観光との連携

首里城を擁する観光地域に拠点性を有するがその優位性が生かされていない。首里の歴史・文化を構成する重要な要素としてその位置づけを捉えることで、新たな展開が可能となる。そのことを前提とした、首里織直売店施設の整備や商品群の開発、販路開拓等を検討する必要がある。

○ 技術力向上と環境整備

後継者育成修了者の技術力向上のための講習会や新製品開発のためのデザイン力強化、異業種交流などを実施するとともに、共同作業場の環境整備及び増築などを行う必要がある。

令和4年に首里城周辺に首里織、琉球びんがたの拠点施設である首里染織館 suikara がグランドオープンしたことにより、首里地域の活性化が図られ、工芸と観光産業の相乗効果が期待できる。

琉球絣・南風原花織

① 沿革

琉球絣は、沖縄の代表的な織物で、1611年に儀間真常が薩摩から木綿種子をもちかえり、垣花地方で栽培した時に始まるといわれている。木綿絣として始まり、昭和10年頃から絹絣が導入され、今では絹絣が大半を占めている。

風原花織は、大正時代には南風原産地で生産され、裏面に遊び糸のない花織と裏面に遊びのある浮織に分類され、毛糸、木綿、絹糸などを用いて生産されている。

② 製品の特性

琉球絣とは、沖縄織物全体を総称した感があるが、今日的には、沖縄織物の中で、南風原町を中心に生産される絣織物をさしている。直線による幾何学模様は、「トゥイグァー」「バンジョウ」等といった呼称から知られるように、生活に密着した絣柄が特徴的で、その素朴な味わいと端正な風格、南国情緒をたたえた流麗さは、沖縄伝統織物を代表する織物といえる。

風原花織は、毛糸や木綿糸を原料とし、絣織物にない重厚で、暖かみのある織物として普及し、冬物の着物や羽織用として盛んに織られた。

③ 業界の現状

南風原町及び八重瀬町（東風平）の両町で、ほぼ100%を生産している。特に南風原町喜屋武、本部、照屋の3部落が主要産地となっている。昭和50年には、業界の発展に資すべく「琉球絣事業協同組合」が設立され、業界の振興が図られている。

昭和54年度南風原町に後継者養成室、染色室、撚糸、精錬室、展示室等の施設を備えた共同利用施設「琉球かすり会館」の建設や、産地中小企業対策臨時措置に基づく産地指定を受けるなど、振興対策が実施されている。更に、昭和58年には伝統的工芸品「琉球絣」として伝産法に基づく通商産業大臣指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

また、平成20年には地域ブランド「琉球かすり」、「琉球絣」の商標登録を受けた。

なお、南風原花織については、平成29年1月には伝統的工芸品「南風原花織」として伝産法に基づく通商産業大臣指定を受けている。

生産額は、復帰直後より昭和57年頃まで10数億円で推移していたが、平成19年度後半からの織物業界の不況等の影響により減少し、令和5年には1億6千万円程度となっている。1人当たりの年間生産額も平成14年の290万円から減少し続けており、令和5年は100万円程度となっている。

従事者数は、平成27年からほぼ横ばいで、令和5年で160人程度となっている。

④ 課題と対策

○ 組合機能の強化

組合員間に経営基盤の差があり、また、原材料の糸や染料等の共同購入や製品の共同販売等の組合利用率が低い。要因として、個々の事業所が独自の取引ルートを確認しており、取引先からの原材料供給を受け、生産する形態を維持していることがあげられる。そのため、事業者個々による取引があり、販売価格に差が生じている。産地価格維持のためには、組合機能の強化が求められている。

事業所の活動と組合機能を整理し、組合の事業を検討する段階にきていると思われる。

○ 流通の安定化と商品開発

製品流通は、着尺を軸に9割が県外流通業者を通して出荷されている。売上代金の手形決済期間の短縮や信頼性のある問屋の確保・リスクの分散を図るために複数の取引先の確保等流通の一層の安定化が望まれる。他方、生産者として、製品の品質の向上とデザイン

開発等による流通業者の信頼を得ることは不可欠の要件である。

また、かりゆしウェア、ネクタイ、バッグ、インテリア等の小物や洋装生地への展開等を積極的に推進し、新たな販路を開拓する必要がある。

○ 高齢化

生産工程の分業化により、製造が行われてきたが、従事者(特に緋括り業や染色業など)の高齢化が顕著であり、高齢化とともに現行体制の維持が困難となっており、後継者の育成・確保は緊急の課題である。特に緋括りは、600種以上の緋単位を製品に展開する必要があり、技術習得に長時間を要するものである。若手従事者の確保、定着を促すため研修及び就業環境の整備に努める必要がある。

○ 製造技術・デザイン力の向上

製造工程の分業化のあり方について検討するとともに、各工程の技術者の養成研修や技術講習会開催による技術力向上を図る必要がある。

併せて、商品開発のためのデザイン力習得及び原材料開発など、公設試験研究機関や関係団体等と連携し、積極的に取り組む必要がある。

○ 宣伝普及事業の強化

帯や着尺等の販売の停滞から、二次加工品の売上げが好転していることに鑑み、その生産及び流通展開を推進することが必要である。併せて、「かすり会館」を活用した体験や教育機関での体験学習などを充実し、琉球緋や南風原花織の宣伝普及を充実する。

久米島紬

① 沿革

久米島紬は、約 500 年前の堂之比屋による養蚕技術の導入、17 世紀前半に王府から派遣された坂元普基及び友寄景友らの技術指導によって、今日の基礎ができたといわれている。

その後、貢納布として指定され、地租改正(明治 37 年、1903 年)によって貢納布制度が解かれるまで、王府の厳しい監督のもとで「御絵図帳」にそって製織された。自由な製造販売が許された後、大正 12 年には、42,000 余反を生産するまでに成長した。

② 製品の特性

久米島紬は、真綿から手びきして紡いだ糸を、久米島の山野の自生するフクギ、テカチ、ユウナ、ヤマモモ、グール等の豊富な植物染料と独特の泥染技法によって染色し、高機で製織される。長い伝統に培われた技法・技術により作り出される久米島紬の丈夫さ、色調の素晴らしさ、着心地の良さは高く評価されている。

③ 業界の現状

昭和 31 年頃、150 反程度を生産するのみであった久米島紬も、国・県、村、業界の四者一体となった努力の結果、サトウキビに次ぐ久米島第2の産業として位置づけられるまでになった。昭和 45 年度には、久米島紬事業協同組合が設立され、昭和 49 年度には、伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。また、昭和 52 年度には県の無形文化財にも指定されている。さらに昭和 50 年度には、国庫補助を得て「久米島伝統工芸センター」を建設し、また昭和 53 年度には県と村の補助を受けて「協同泥染場」も完成する等振興が図られている。更に、昭和57年度には「久米島伝統工芸センター」を増設するなどますます、機能の充実化が図られている。昭和 58 年度には、久米島紬の染色作業の共同化や植物染料の効率的使用に資することを目的とする「久米島紬協同染色場」が建設された。平成18年度には糸括り、染織、機織りの協同作業所として、町の指定管理を受け、宇江城ユイマール館がオープンした。

また、平成 18 年度には組合が地域ブランド「本場久米島紬」の商標登録を受けた。

生産額は、昭和 57 年頃7億円近くに達した後は減少傾向にあり、令和5年は約4千万円となっている。1人当たりの年間生産額は平成元年の 80 万円を境に徐々に減少していたが、令和5年は約 51 万円 で平成 29 年度から6年ぶりに増加となった。

従事者については、平成 11 年の約 270 人から減少傾向で、令和5年度には約 100 人となっている。

④ 課題と対策

数年来、生産額、従事者数ともにほぼ横ばいの状態で推移していたが、近年、大手織物問屋倒産の影響等により、需要の落ち込みがみられる。供給過多により、組合は在庫を抱える状況となっており、新たな問屋の開発やユイマール館での直接販売などによる従来の販売方法からの脱却が図っている。

近年は今までにない色合いやデザイン等の商品開発を積極的に行っているが、それに併せて需要開拓及び販路拡大への積極的な取り組みが必要である。

また、原材料(糸、染料、泥土など)の確保難を克服するための対策を検討する必要がある。併せて、消費者ニーズに合った二次加工製品の開発及び観光産業と連携した現地での販売促進に取り組む。

従事者の高齢化を解決するために、若年者の後継者育成事業を行うことも重要である。

宮古上布

① 沿革

1583年稲石刀自によって創製されたといわれている。1610年には人頭税下の貢納布となり薩摩への上納布となって1903年に人頭税が廃止されるまで蔵元貢布座の指揮監督による強制労働等圧政の下での生産が続いた。地租改正によって自由製造販売が許された宮古上布は、大正12年頃には「製品としての宮古上布」の地位が確立され、17,000反前後が生産されていた。

② 製品の特性

苧麻手績糸を原料糸として、発酵建てによる藍(琉球藍)で染色して織り上げる。一反を織り上げるのに約2ヶ月を要する。絣模様は手括りや機織締の技法により作成し、細かな十字絣で絵柄を構成した織物である。他の沖縄の織物とは異なった雰囲気(きまり)の織物である。

戦前から、越後、能登及び近江上布とともに、四大上布の一つとして知られ、特に「東の越後、西の宮古上布」と並称され、越後上布とともに夏物着尺を代表する高級紺上布である。

③ 業界の現状

戦後の社会的基盤の著しい変化は、原料糸である苧麻手績糸や上布の製造に大きな影響を与え、規模、生産量共に戦前の数%程度でしかない。かかる状況を改善すべく、昭和33年度には「宮古織物事業協同組合」が設立され、昭和49年度には伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。昭和52年度には、業界振興の中核機関として「宮古伝統工芸品研究センター」が完成した。

また、平成20年度には地域ブランド「宮古上布」の商標登録を受けた。

生産額は、昭和50年頃2億円に達したあと徐々に落ち込み、平成10年には1千800万円まで落ち込んだが、徐々に回復し、平成17年度には1億円を超えていた。その後、増加と減少を繰り返しながら、令和5年には約2千5百万円となっている。1人当たりの年間生産額は、令和4年度に一度50万円程度に落ち込んだが、平成29年から令和5年まで100万円台で推移している。従事者数は、20人程度で推移している。

④ 課題と対策

○ 苧麻糸の確保

績み手の高齢化により、原材料の苧麻糸が不足し、需要があっても生産することができない。地味な作業であることや十分な対価が得られないことからなり手が少ない状況にある。

近年「宮古苧麻績み保存会」の活動が軌道に乗りつつあり、併せて、宮古島市と連携し、「苧麻手紡糸奨励金制度」を設け、手績み従事者の確保を図っている。これを契機に手績糸の増産が期待されるものの、しばらくは糸不足状況が続くと思われる。

○ 組合の組織体制の強化

近年、産地組合は自治体等の支援事業を活用し、積極的な宮古上布の宣伝普及に務めている。しかし、製品取引を生産者レベルで行っている事業所もあるため、共同販売事業を強化し、更なる組合組織の強化に取り組み、更なる生活者ニーズや問屋の意向を把握する必要がある。

○ 新たな商品開発

伝統的技術・技法は残しつつも、その技術・技法をもとに新たな商品開発を行い、二次加工品やかりゆしウェアなどの商品展開を図り、産地活性化に努める。そのことで若年従事者の確保にも繋がることとなる。

八重山上布

① 沿革

八重山上布の起源は定かではない。現在、歴史的に遡れるのは薩摩の侵入前後までとなっている。人頭税制の実施に伴って、貢納布制度ができてからは、王府の指揮、監督の下で強制的に織られ、結果として、精巧な緋柄織物が作られた。1903 年の人頭税廃止後は、織物業は八重山の主要産業の一つに数えられるまでに発展し、上布の売れ行きも伸長した。1930 年代に入ると安価な他県産類似品の流通により業界は不振に陥り、1937 年には関係者により八重山上布工業組合が設立され、振興にのりだされたが、今次大戦によって中断され、その結果をみるにはいたらなかった。

② 製品の特性

苧麻糸を主原料として、石垣島の山野に自生するケール紅露(ヤマノイモ科)の濃縮エキスをすり込み捺染した清楚な白地にわずかに黒味をおびた焦茶色の緋がくっきりと浮かぶ八重山上布は、いかにも夏着にふさわしく、すがすがしく感じられる。数多い沖縄織物の中でも、緋作りに「すり込み捺染」技法を用いている緋織物は八重山上布のみである。

③ 業界の現状

戦後、後継者が絶えてしまうのではないかと心配された時期もあったが、業界や行政により後継者育成事業が実施され、成果をあげた。

昭和 51 年度には、「石垣市織物事業協同組合」が結成された。また昭和 53 年には、八重山上布が県の無形文化財として指定を受け、さらに平成元年に伝産法に基づき通商産業大臣から伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

新石垣空港の開港により、観光客が増加し、上布やミンサー、小物類の売上げは堅調である。その反面、従事者の離職が増えており、増産体制を作ることができず、生産量が追いつかない状況がある。

石垣市織物の生産額は、昭和 57 年度の 3 億円から徐々に増加し、平成 10 年には 5 億 8 千万円、令和元年度は 8 億 4 千万円台となったが、令和 5 年には 4 億 3 千万円程度となっている。1 人当たりの年間生産額は約 300 万円となっている。

④ 課題と対策

○ 苧麻糸の確保

宮古上布と同様に績み手の高齢化により、原材料の苧麻糸が不足し、需要があっても生産することができない。地味な作業であることや十分な対価が得られないことから手が少ない。産地組合では、各地域で苧麻糸績み手の育成のための講習会が開催や福利厚生事業の充実により従事者の確保に努めている。事業協同組合による後継者育成も積極的に行われており、績み糸の増産が期待されるものの、しばらくは糸不足状況が続く見込みである。

八重山ミンサー

① 沿 革

八重山ミンサーの起源については定かではないが、アフガニスタン地方に源流を持つ小さな緋の帯が、チベット、中国を経て伝来したものともいわれている。王府時代の18世紀初め頃、尚真王が創定した冠簪の制(身分により服装を定める制度)の帯の部に「木綿花」の使用が記されていることから、この頃すでに八重山地方でミンサーが製織されていたとも考えられる。

② 製品の特性

八重山ミンサーは、一般に木綿糸を藍などで染めて経畝織に織った緋織物であるが、幅一寸五分から三寸程度の細帯、ミンサー帯(ウビイ)のことをいうが、それよりやや幅の広い織物もある。近年は、広幅の単帯用に織られた物も多くなっている。

ミンサーという呼称の成立は未詳であるが、「ミン」は中国の言葉で「綿」を「サー」は「狭」を当てて、「綿狭織」又は「綿狭帯」の略ではないかともいわれている。

③ 業界の現状

八重山ミンサーの需要形態は、生活様式の変化や観光産業の進展を受けて大きく変化した。戦後、1960年頃には八重山ミンサーの織り手はほとんど残っていない状況であったが、業界関係者の熱意により、それまでの伝統的な帯作り一辺倒から多様な商品展開が図られ、現在、業界は大きく発展している。時代のニーズに応えた多様な製品の開発と、伝統技術・技法の継承のため、平成元年に「竹富町織物事業協同組合」が設立され、石垣市織物事業協同組合とともに八重山ミンサーの振興が図られている。さらに、同年4月11日付で、通商産業大臣から伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

竹富町織物の生産額は、平成17年の約3千万円から、令和元年に6百万円台まで減少し、令和4年に一時1千2百万円まで回復したものの、令和5年には再び減少し5百万円台となっている。1人当たりの年間生産額は14万円程度となっている。従事者数は、平成27年の14人から徐々に増加し、令和5年は38人となっている。

④ 課題と対策

○ 格差の解消

竹富町では、竹富島、小浜島、西表島等での施設整備がなされていることや、観光客需要等によるポテンシャルの高さがあるものの工芸産業振興の戦略として組み込まれていない。

また、従事者の減少に伴い生産額の減少に歯止めが止まらない状況となっている。組合の経営状況も悪化しているため、今後、専門家の意見を取り入れた施設の有効活用、組合経営の立て直し、振興具体策のプランニング、および休職者の復職を促すような研修を実施すべきである。

○ 生活者ニーズの把握及び商品開発

規模の大きい企業では、生産から販売まで一貫した事業展開がなされており、その結果、売れ筋商品の把握や顧客の要望を踏まえた商品開発が絶えず行われることで、新たなヒット商品が生まれるといった効果を挙げている。他の事業所では、そのような体制にないことから、組合機能の強化を図り、これにより展示販売の充実、需要開拓や商品開発等の強化に努める必要がある。

与那国織

① 沿革

那覇から 520 km、紺碧の大海原に浮かぶ日本最西端の島、与那国島では古くから織物が行われていたといわれている。1477 年にこの島に漂着した朝鮮人によって書き記された「琉球見聞録」（「李朝実録」に収録）の中に、当時のこの島における機織りや衣服についての語録が残されていることから、与那国織の発祥は少なくとも 15 世紀まで遡ることができると考えられる。その後も 1637 年から明治の前半にいたるまでの人頭税の時代には、貢納布として盛んに織られるなど、その技術を発展させながら今日にいたっている。

② 製品の特性

製品の織り技術の違い等により、花織、ドゥタティ、カガンヌブー、シダディに分類される。花織は紋織物で、花綜紵で紋様を織りなす首里花織と同じ技法で織る着尺の絹織物が中心である。ドゥタティは島独特の筒袖の着物ドゥタティの生地とされていた縞や格子の図柄を特徴とした平織物である。カガンヌブーは先染めの絣織物で木綿糸を使い、緯糸を経糸より太くして織り上げる細帯である。シダディは多種多様に浮き出した模様を織り上げた手巾のことである。それぞれ絹、綿、麻、芭蕉の糸を福木、シャリンバイ、藍等で染め、丹念に織り上げた素朴な味わいをもつ織物である。

③ 業界の現状

祖納地区が中心となって生産されている。昭和 57 年度には「与那国町伝統織物協同組合」が設立された。昭和 53 年度には、国・県の補助を得て、「与那国町伝統工芸館」が建設された。与那国織は、通商産業大臣から昭和 62 年 4 月 18 日付で伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。生産額は、昭和 57 年頃に 7 千万円に達したあと 1 千 3 百万円まで落ち込み、その後増加と減少を繰り返し、令和 5 年で約 1 千 8 百万円となった。1 人あたりの生産額は、令和 5 年で約 67 万円、従事者数においては、30 人程度となっている。

④ 課題と対策

○ 最終消費者の把握及び商品開発

生活者ニーズの把握は、離島産地ということでほとんど問屋の情報や要望に頼っている状況である。反物は、問屋との関係を強化することは勿論のこと、直接、生活者の意向を把握するための取組も重要であり、そのことを踏まえたデザインの開発が必要である。

併せて、小物類等の商品開発に積極的に取り組む必要があり、需要開拓や意匠開発等の事業を展開する必要がある。

○ 観光との連携強化

離島産地ということで、消費地の情報収集が困難なため、各産地及び関連団体等との連携・交流を深め、情報収集を強化する必要がある。

与那国織の生産額のうち観光客が購入する割合は、3 割程度であるため、小物類の商品群の開発、展示販売施設・機能の充実強化により売上増が期待できるほか、与那国の観光コンセプトの中で個性的な施設として位置づけることで相乗効果が期待できると思われる。

知花花織

① 沿革

知花花織は、旧美里村(1974年にコザ市と美里村が合併して現在の沖縄市となる)の知花、登川、池原等の集落で盛んに織られていた紋織物の一種である。村の女性達が着るウスデーク(臼太鼓:旧暦8月15日に行われる五穀豊穡を願うお祭り用)として、また知花弁当馬場でのウマハラシー(馬乗り競争:旧暦8月14日に行われる男のお祭り)での晴れ着として作られていた。正確な起源等は不明であるが、19世紀後半には技術・技法は確立され定着していたと考えられている。

② 製品の特性

素材は主に木綿であるが、その他に芭蕉や絹、羊毛なども使用されている。藍染の紺地に赤や白などの紋糸で織りだされる紋様が立体的に浮き出される。多くの花織は緯浮花織であるのに対し、知花花織は経方向に紋糸が浮いて模様をだす経浮花織である。

また、沖縄の他の織物とは違い貢納布としてではなく、自家用として織られていたため、自由奔放なデザインがみられることも知花花織の特徴である。

③ 業界の現状

平成12年に沖縄市に知花花織復元作業所が設置され、知花花織の研究、復興、後継者育成をすすめてきた。平成20年には「知花花織事業協同組合」が設立された。

平成22年3月12日付けで県伝統工芸製品として、また、平成24年7月25日付けで国の伝統的工芸品指定を受け、産業として振興、発展に積極的に取り組んでいるところである。

令和5年の生産額は約1千7百円で、R2年度の9百万円台から大きく回復している。従事者数は年々増加し、令和5年には67人、一人当たりの生産額は25万円と人材育成が着実に進んでいる。

④ 課題と対策

沖縄市を中心に地元工芸品として認知、活用の拡大を図っているが、未だ県内外における認知度が他の織物に比べ低い。また、組合結成間もないため、経営基盤が脆弱であり、組合組織強化が課題である。展示販売会等の積極的な活用を通して、さらなる宣伝普及、販路開拓を図る必要がある。

その他、新製品開発による用途やデザイン展開などで消費者に購買意欲を持たせる工夫が必要である。

原材料対策については、琉球藍の供給量不足や品質のバラツキがあり、その対策も必要である。

琉球ガラス

① 沿 革

沖縄でガラス工芸品が作られ始めたのは、今からおよそ 100 年前だと言われている。ランプのほやや薬用瓶などが生産されていたが、戦後、米国人を対象とした土産品の製造により市場規模が大幅に拡大した。今日では沖縄ならではの独特の手作りの吹きガラスとして定着している。ガラス工芸品は、戦後はウイスキー、ビール及び清涼飲料水等のガラス廃瓶を原料としていた。最近では、缶やペットボトルの普及によってガラス瓶の回収が難しくなり、本土から移入された着色ガラスを原料として使う製造者も多い。

戦後、観光産業の進展に伴う市場規模の拡大とともに製造者数も増加し、昭和 58 年度には「琉球ガラス工芸協同組合」が設立された。昭和 59 年度には、燃費（重油）の軽減を図るため、高度化事業により共同工場及び協同販売店の建設を行い、昭和 60 年度には、6社が合併して「琉球ガラス工芸協業組合」へと発展した。その後、「沖縄県ガラス工芸製造輸出入販売協同組合」への組織変更や、新たに「琉球ガラス生産・販売協同組合」の設立などを経て、平成 30 年5月には業界が一体となって琉球ガラスのブランド強化に取り組む新組合「沖縄県琉球ガラス製造協同組合」が設立された。

平成 10 年 6 月 12 日付けで、県の伝統工芸製品として指定を受けた。

② 業界の現状

生産額は、平成 26 年度に 10 億円近くまで増加し順調に推移していたが徐々に減少傾向になり、令和2年から令和4年は約3億円程度まで落ち込んだところ、令和5年には約8億円と大きく回復した。従事者数は約 170 人、1人当たりの年間生産額は約 470 万円となっている。

③ 課題と対策

○ 用途の開発による需要の拡大

商品開発や販路開拓等に積極的に取り組んだ結果、市場も活性化の傾向にある。現在、雑器類に加えて、建築材料やパッケージ商品、装飾品などの用途拡大に取り組んでいるところであるが、今後も継続して需要開拓を推し進めていく必要がある。

また、国内の需要拡大に加えて、海外向けの製品開発、需要開拓を積極的に行い、市場の拡大を進めていくべきである。

○ 差別化の取組

県内の市場において、琉球ガラスとその他のガラス製品の住み分けが不十分な状態となっている。県伝統工芸製品であることの表示をきちんと示すなど、消費者に対し製品情報を適切に提供し、差別化に向けた宣伝普及活動を徹底する必要がある。

○ 従事者の技術力向上

後継者の育成とともに、従事者の技術力向上のための技術講習会や個々で研鑽する研修機会を設けることで従事者の技術力控除を図る必要がある。

○ 設備の改善

設備の老朽化や経費削減等を考慮した改善を計画的に実施するとともに、二次加工用設備を導入し、新たな製品開発に取り組む必要がある。

三 線

① 沿 革

三線は、600 年以上の歴史を有しており、14 世紀に中国からの三絃が伝来して以来、貝摺奉公行所の名工などの手により琉球独自の楽器として発展してきた。

「三絃」の呼び方として「サン・シェン」の発音が、沖縄では「シェン」が「シン」に発音され、「線」を表記にされたと考えられている。

17 世紀には、三線が極めて貴重なモノであるとし、名誉の対価や褒賞などの贈呈品として用いる思想が生まれた。

近年では、海外への移民が多数所持しているほか、終戦直後には、あり合わせの材料で製作されたカンカラ三線が戦争で傷ついた県民の心身を癒やしていた。

今日では、三線は伝統芸能と共に沖縄独自の楽器として世界中に広まっており、平成 24 年 11 月 30 日付けで、県の伝統工芸製品として指定を受け、さらに平成 30 年 11 月には伝統的工芸品として経済産業大臣の指定を受けている。

② 業界の現状

令和元年度の生産額は、9 千万円台で、令和3年にかけて年々増加傾向にあったが、新型コロナウイルスによる影響で、令和4年には5千万円台に減少した。しかし、令和5年に9千万円台まで回復し、1 人当たりの年間生産額も、令和4年の約 300 万円から約 480 万円まで増加した。従事者数についてはほぼ横ばいで令和5年で約20人程度となっている。

③ 課題と対策

○ 原材料の確保

原材料(棹材)は県内産が枯渇状況にあり、現在輸入材が主である。共同購買事業を活用しコストの削減を図るとともに、棹材の安定入手に向けた取組を行う必要がある。また、蛇皮については、輸入品や代替人工皮の導入が考えられるが、人工皮の品質改善等の課題が残る。

○ 伝統的な技術・技法の継承

組合結成間もないということで、組合員の確保や組織強化に向けた取組は重要である。

○ 多様なニーズに対応した新たな製品展開

○ 海外産三線との差別化

三線の宣伝普及については、海外産製品との差別化を図るために、ウェブ等 IT 活用による PR 活動を強化し、沖縄三線の認知度向上を図る。

(2) その他の工芸品

ウージ染め

平成元年度の「村おこし事業」で開発された。”豊見城市ウージ染め”は、沖縄特産のサトウキビの葉や花穂を染料とした染め・織物である。地場特産品としてのイメージが高く、地域活性化に寄与することが期待される。平成 17 年度 JAPAN ブランド育成事業及び県地場産業振興事業で開発した商品や、かりゆしウェア、小物等の売上げが伸びている。

① 課題と対策

産業としての歴史が浅く、経営基盤が脆弱である。県内外の展示販売会への積極的な参加をとおして認知度の促進と販路開拓を図る必要がある。産地組合の直売所で得られる消費者の声を反映し、消費者ニーズに合った製品開発も行っていくことが重要である。

近年、原材料(麻生地)の高騰によるコストの増で商品価格に影響がでている。独自で、後継者育成事業を実施することで従事者の確保を図っている。

小 木 工

昭和 50 年代に入り、亜熱帯固有のリュウキュウマツやイタジイ等の樹木を用いた小木工品産業が興る。挽物技術や指物技術などの木地加工技術の進歩と塗装技術の革新により、木肌を活かした木工品が生活の中に用いられるようになる。

① 課題と対策

○ 機械類の共同化

既存木工事業者は、本土産家具の移入で停滞を余儀なくされ、新規従事者が企業に就労する機会が少なく、研修終了後は各自工房を開設する傾向にある。しかしながら、機械装置などの初期投資が大きく十分な機械類の設置が困難であることから、多くの工房が機械類を共同して使えるように機械類の共同化を図ることも必要である。

また、乾燥機の導入による効率化や水分計測器の導入による品質管理体制の強化も検討する必要がある。

○ 販売機能の強化

小木工製品は、手作りで一品製作が多く、流通に乗せることが困難であることから、県内外での展示会をとおしての販売が主となっている。県外では、沖縄独特の作風が評価され、一定のファンを獲得している。

しかしながら、展示販売会での販売には限りがあることから、常設の販売施設が不可欠であり、その確保に向け工夫する必要がある。

また、宣伝普及の点から日常生活における利用のあり方を提案することは効果があり、公的機関のロビーや待合所等の活用を試みることも必要である。

VI 沖縄県工芸産業振興審議会

沖縄県工芸産業振興審議会

昭和47年度に沖縄県附属機関設置条例(昭和 47 年沖縄県条例第 50 号)に基づき、本県の工芸産業関連施策が実のあるものとなるよう、工芸産業対策及び工芸産業界の実情等を調査、審議する知事の諮問機関として設置された。

審議会では、工芸産業振興開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査、審議し及び必要に応じて意見を具申している。

審議会の構成及び運営方法は、沖縄県工芸産業振興審議会規則(昭和 47 年沖縄県規則第 199 号)に具体的に定められている。審議会の下部組織として次の専門部会を設けており、専門分野に係る諸問題の詳しい審議等を行うこととしている。

- ①陶器部会
- ②漆器部会
- ③織物部会
- ④紅型部会
- ⑤デザイン部会

審議会は、知事が委嘱する 15 人以内の委員で構成され、この他に各部会毎に専門知識のある者を専門委員として知事が委嘱している。

各委員の任期は2年である。

沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿

(任期:令和3年3月 29 日～令和5年3月 28 日)

氏 名	代 表 区 分	備 考
◎宮里 正子	学識経験者	浦添市美術館館長
林 優子	学識経験者	名桜大学国際学群教授
宮城 奈々	学識経験者	一般財団法人美ら島財団
○赤嶺 真澄	関係業界	那覇伝統織物事業協同組合理事長
○小渡 晋治	関係業界	琉球びんがた事業協同組合特別顧問
○松田 英吉	関係業界	琉球ガラス製造事業協同組合副理事長
大城 亮子	関係業界	沖縄デザインセンターゼロ主宰
大谷 哲生	関係業界	ファッションデザイナークラブ琉球 代表理事
鈴木 修司	関係業界	ゆいまーる株式会社社長
○佐久本 和代	関係業界	沖縄県中小企業団体中央会総務部長
○渡慶次 憲夫	消費者代表	(株)スーパーリンペイ 代表取締役
○大城 弘文	関係行政機関	内閣府沖縄総合事務局経済産業部 地域経済課長

○印は新任委員 ◎印は審議会会長